



Title	自治体共同参画政策の比較検証
Author(s)	床谷, 文雄; 梅澤, 彩; 福嶋, 由里子 他
Citation	国際公共政策研究. 2005, 9(2), p. 95-140
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10754
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

自治体共同参画政策の比較検証

The Analysis of the Local Governments' Policy for a Gender-equal Society

床谷文雄*、梅澤彩**、福嶋由里子**、
才杰**、大橋美帆子***、中山奈津美***、閻妍***、
Marcelo de Alcantara***

Fumio TOKOTANI*, Aya UMEZAWA**, Yuriko FUKUSHIMA**,
Jie CAI**, Mihoko OHASHI***, Natsumi NAKAYAMA***, Yan YAN***,
Marcelo de ALCANTARA***

Abstract

Since the Basic Law for a Gender-equal Society was enacted in June 1999, local governments have been promoting measures that consider the nature of local community. According to the 2003 Gender Equality Bureau's research, there are 44 prefectures and 168 municipalities that have passed ordinances and formulated basic plans with regard to policies related to the promotion of formation of a Gender-equal Society. The objective of this paper is, based on the surveys of 16 local governments that have been carried out by our OSIPP research group since 2001, to present and discuss the policies on the gender equality.

キーワード：男女共同参画社会、地方自治体、政策評価

Keywords : Gender-Equal Society, Local Government, Policy Assessment

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

** 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

*** 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程

目 次

I	はじめに	97
1	共同参画政策に関する国と自治体との関係	97
2	自治体調査の目的と方法	98
3	自治体が行っている課題について	98
II	各自治体の状況	99
1	滋 賀	99
	【滋 賀 県】	99
	【大 津 市】	102
	【彦 根 市】	103
2	京 都	106
	【京 都 府】	106
	【京 都 市】	108
	【長岡京市】	110
3	大 阪	112
	【大 阪 府】	112
	【大 阪 市】	113
	【池 田 市】	116
	【豊 中 市】	118
	【茨 木 市】	119
	【堺 市】	120
	【岸和田市】	123
4	兵 庫	126
	【兵 庫 県】	126
	【神 戸 市】	129
	【宝 塚 市】	132
III	比較検証	134
IV	終わりに	136
付	表	137

I はじめに

1 共同参画政策に関する国と自治体との関係

日本国内における男女共同参画社会形成のための体制の整備は昭和50年頃から始まる。すなわち、国連が1975（昭和50）年を国際婦人年と定め、同年の世界会議において「世界行動計画」を採択したことを受け、国が総理府に「婦人問題企画推進本部」¹⁾を設置し、また昭和52年に「国内行動計画」を策定したことにより、地方行政においても女性に関する施策を所管する部署や首長の諮問機関の設置が始まった。以後、男女共同参画に関する施策を推進する体制の整備ははかられ、平成11年に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という）が制定された。基本法は、「男女共同参画社会」²⁾の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに定めることにより、社会のあらゆる分野において、国をはじめとする地方公共団体や国民の取組みが総合的かつ計画的に推進されることを目的としている。また同法では国や地方公共団体、そして国民それぞれの責務、男女共同参画基本計画等の策定など³⁾、施策の基本となる事項について規定されている。

平成13年1月の中央省庁再編により、内閣府に政府の重要政策に関する会議の一つである「男女共同参画会議」が設置された。同時に男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な政策に関する事項の企画・立案、総合調整を主な所掌事務とする「男女共同参画局」が設置された。

また基本法第14条には、都道府県は男女共同参画基本計画を勘案して当該都道府県の区域における「都道府県男女共同参画計画」を定めることが、市町村は「市町村男女共同参画計画」を定めるよう努めることが規定されている。内閣府男女共同参画局の調査「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況について（平成16年度）」によると、平成16年4月1日現在において、全ての都道府県と政令指定都市が男女共同参画に関する計画を策定している。また市区町村で見ると、計画を策定している自治体は34.0%であり、この策定率は平成8年の10.3%から増加を続けており⁴⁾、特に平成13年より増加率が大きくなっている⁵⁾。しかし、計画を策定する市区町村は増加傾向にあるが、その

- 1) 男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月に「男女共同参画推進本部」へと継承された。
- 2) ここで「男女共同参画社会」とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」と定義されている（基本法第2条第1号）。
- 3) 平成12年12月12日に政府が、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための中心的な取組みとして「男女共同参画基本計画」を閣議決定した。
- 4) 計画を作成検討中の市区町村は、調査対象である3110市区町村のうちの11.1%に当たる346自治体である。
- 5) 平成13年からの増加率の上昇は前年12月の男女共同参画社会基本計画や平成13年に内閣府より出された「市町村男女共同参画計画の策定の手引き—女性も男性も 住民の力を 地域づくりに—」が後押ししたと考えられる。

一方で地域差が拡大している。計画策定済みの市区町村の内訳を見ると、市区は84.7%となっているのに対して、町村は18.8%にとどまっている。これを都道府県別に見ても5府県⁶⁾では管内市区町村の8割以上が計画策定済みであるのに対して、2つの県では策定率が1割に満たない状況となっている。基本法第9条により、地方公共団体には、基本理念に則り、男女共同参画社会の形成の促進に向けた取組みを進める責務がある。そして地方公共団体がその当該区域における施策を推進しようとするとき、地域社会や家庭生活といった国民生活に密着した市町村においてこそ、地域の実情に合わせた取組みを進めていくことが必要であると考えられる。

2 自治体調査の目的と方法

本稿の目的は、近隣自治体における男女共同参画社会の形成の促進に向けた取組みと現状を調査し、その比較検証を通して、現在までの、そして今後の自治体における男女共同参画政策の課題を検討することにある。調査の方法は、アンケート調査と訪問調査である。本調査は、平成13年度から演習「女性と法」の授業の一環として始まった。平成13年度は1団体、平成14年度は5団体、平成15年度は4団体に調査を行った⁷⁾。そして平成16年度は、これまでの調査の集大成として、前年度までに調査を行った自治体も含め4府県16自治体に調査を行った。具体的には、滋賀県、大津市、彦根市、京都府、京都市、長岡京市、大阪府、大阪市、池田市、豊中市、茨木市、堺市、岸和田市、兵庫県、神戸市、宝塚市である。

3 自治体に取り組んでいる課題について

男女共同参画基本計画では11の重点目標を挙げている⁸⁾。本年度のアンケート調査で各自治体には、これら重点目標のうち緊急度の高い課題上位3位までを回答してもらった。その結果、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」と「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の二つを含む課題を挙げた自治体が多く、それぞれ10自治体と9自治体であった。その後「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」が続く。逆に「農山漁村における男女共同参画の確立」、「高齢者等が安心して暮らせる条件の整備」、「メディアにおける女性の人権尊重」を挙げた自治体は一つもなく、重点課題の中でも自治体の現状

6) 5府県とは大阪府(90.9%)、神奈川県(83.8%)、福井県(82.4%)、山梨県(80.4%)、埼玉県(80.0%)をさす。カッコ内は策定率。

7) 平成13年度は豊中市のみ、平成14年度には京都府、京都市、兵庫県、神戸市、池田市へ、平成15年度は宝塚市、彦根市、堺市、岸和田市へ、平成16年度は滋賀県、彦根市、京都市、長岡京市、大阪市、池田市、兵庫県、神戸市へと訪問調査を行った。

8) 11の重点目標とは、①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革、③雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、④農山漁村における男女共同参画の確立、⑤男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援、⑥高齢者等が安心して暮らせる条件の整備、⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑧生涯を通じた女性の健康支援、⑨メディアにおける女性の人権尊重、⑩男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実、⑪地球社会の「平等・開発・平和」への貢献である。

として力が入っている分野とあまり入っていない、もしくはそこまで手が回っていない分野が存在するといえる。

以下、訪問調査を行った自治体を中心に、それぞれの自治体について男女共同参画政策の流れと実施体制、政策の進捗・達成状況そして各自治体の特徴的な取組みなどの項目を記述・整理して、比較検証を行う⁹⁾。(中山 奈津美)

II 各自治体の状況

1 滋賀

【滋賀県】

1 概要

滋賀県は日本列島の中央に位置し、面積は 4,017.36km²で、その約 6 分の 1 を琵琶湖が占める。県の人口は平成16年10月1日現在で1,374,182人（男性677,303、女性696,879）、482,112世帯であり、外国人登録者数は平成14年12月末現在で25,108人（80カ国）となっている。産業別就業者数は第三次産業が最も多いが、56.5%にとどまる¹⁰⁾。

2 政策の流れ

滋賀県では、昭和52年に「滋賀県婦人問題懇談会」、昭和58年に「滋賀県婦人問題懇話会」（平成4年に「滋賀県女性問題懇話会」と改称、平成9年に「滋賀県男女共同参画懇話会」に改称）を設置し、さまざまな分野における調査・審議を重ねた後、昭和58年に初の女性行政推進計画として「滋賀の婦人対策の方向－婦人の地位向上をめざして－」を策定した。

その後、平成2年に「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画」（平成4年に「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画」に改称）、平成6年に「男女共同参画型社会づくり滋賀県計画（第1次改定）」（同年に「男女共同参画社会づくり滋賀県計画（第1次改定）」と改称）を策定し実施してきた。平成8年には県のはじめての試みとして、女性問題懇話会の委員に公募制を導入、平成10年には男女共同参画懇話会からの提言を受けて「滋賀県男女共同参画推進計画～パートナーしが2010プラン～」を策定した。

その後、平成13年12月に「滋賀県男女共同参画推進条例」¹¹⁾が制定され、平成14年4月か

9) 自治体の共同参画政策に関する先行研究として、大西祥世・江橋崇「自治体女性行政の比較研究」法學志林98巻3号115頁（2001年）、辻村みよ子他『国・自治体等の政策・方針決定過程への男女平等参画－世界のポジティブ・アクションと日本の実践的課題』（2003年、福島県男女共生センター）がある。

10) その他、第一次産業が3.5%、第二次産業が38.8%である（平成12年度国勢調査）。第一次産業については平成7年度の調査結果と比べると28.8%減となっている。

11) 男女共同参画課が条例案の策定を担当し、男女共同参画推進本部幹事課（58課中36課）が事務局の条例案に対し意見の提言、助言を行った。なお、県民との関係においては、77日間にわたって県民政策コメントを募集し（7会場での意見聴取会を含む）、935件にのぼる意見・情報（うち734件が条文についての意見）を収集し、条例の内容に反映させている。

ら施行されている。現在は条例に基づいて同年6月に発足した「滋賀県男女共同参画審議会」の答申を経て、平成10年の策定プランの改訂版である「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン（改訂版）～」(平成15年3月策定、計画期間平成15年度～平成22年度)(以下「プラン」という)¹²⁾のもと取組みが進められている。

3 実施体制

(1) 担当部署・関連施設・予算

男女共同参画にかかわる事務を総括的に所管する組織として、政策調整部男女共同参画課があり、専任の担当職員6名(男性2、女性4)で構成されている。関連施設としては、条例に基づく県民等の男女共同参画の取組みを支援するための総合的な拠点施設として、昭和61年11月に「滋賀県立男女共同参画センター (G-NETしが)」が設置されており¹³⁾、主な事業として、広報啓発(各種セミナー等の開催・広報誌の発行・図書資料室の整備)、調査研究(「ジェンダーゼミナール」)、相談事業(男女共同参画に関する総合相談・専門相談の受付)¹⁴⁾、交流促進(「県民交流エンパワーメント事業」)を担う。また、平成14年度より県の全職場約300か所(出張所・県立学校等を含む)に男女共同参画推進員をおき、年に一度男女共同参画に関する職員研修を行うほか、県の研修機関である政策研修センターにおいても、同様のテーマがカリキュラムに取り入れられている¹⁵⁾。なお、平成16年度の男女共同参画・女性関係予算(施設整備費を除く)は1億1250万6千円で、一般予算総額に占める割合は0.021%、男女共同参画・女性のための施設整備費は4530万円となっている。

(2) 庁内の関連部署との連携

健康福祉部・警察本部との連携によりDV対策の推進を、教育委員会との連携により男女共同参画社会づくりに関する教材の編集・作成を進めており(学校等において使用する副読本を作成、授業約2コマ分で活用)、その他の関係部局とは男女共同参画推進本部(平成元年6月設置)による部局横断的な取組みの推進を図っている¹⁶⁾。なお、男女共同参画に関す

12) 参画課がプランの策定を担当し、推進本部幹事課が事務局の計画案に対し意見の提言、助言を行った。県民との関係においては、県民の代表である公募委員が審議会委員16名中4名おり、その意見が答申に盛り込まれたほか、県民政策コメントの募集を行い、120件の意見等が提出された。

13) 昭和61年に女性の自立と社会参加のための拠点施設「滋賀県立婦人センター」として開設された。平成9年に「県立女性センター」に改称された後、平成14年に現在の「県立男女共同参画センター」に改称された。管理・運営主体は政策調整部であり、職員は常勤6名、非常勤3名である。なお、平成16年度の予算額は1億2585万3千円である。

14) センターの相談事業は、性別による差別的取扱など男女共同参画の推進を阻害する問題や男女のこころと生き方に関わる問題への対応である。その他、男女共同参画の推進を阻害する行為に関する相談や女性のための相談機関として、「配偶者暴力相談支援センター」(健康福祉部児童家庭課が管轄)、「女性警察チームCLARA」などがある。

15) ①職員向け研修会として「男女共同参画推進員研修会」(対象者は県機関各所属男女共同参画推進員、内容は推進員の職務についての講演)、②一般職員研修として「女性職員パワーアップセミナー」(対象者は副主幹級から課長補佐級の女性職員、講義形式)のほか、「新採職員基礎コース」、「政策マネジメントコース」(対象者は参事級昇任者、講義形式)、「人権問題研修指導者養成研修」(対象者は課長補佐級および主幹級の職員で部局長が推薦する職員、講義形式)、「統一テーマによる職場研修」(対象者は各所属全職員、各所属でのグループ討論)があり、さらに、③職員を派遣している国・民間などが行う研修がある。

16) 推進本部は男女共同参画にかかわる事務を担当する副知事を長とする以下のメンバーで構成されている。参与2名

る諮問機関・懇談会として、男性8名、女性8名の16名で構成される滋賀県男女共同参画審議会があり、平成15年の実績としては全体会が6回、事例調査が2回実施されており、平成16年度は全体会が3回実施される予定である。

(3) 県下の自治体・庁外との連携

8市男女共同参画担当者会議および町村担当者連絡会（42町村のうち21町で構成）に県職員が参加している。また、男女共同参画に関する相談担当者のネットワークを男女共同参画センターと26市町村で別途構築し、定期的に会議を開いている。さらに、市町村との連携および市町村への指導・助言を目的として、担当者連絡会議の開催、市町村職員研修の開催、市町村アドバイザー養成講座等の開催、関係情報の収集・提供、審議会等への女性登用の働きかけを行っており、その他の活動として地域づくりアドバイスを実施している。なお、庁外との連携としては、民間団体の組織化、民間団体への情報提供・助成金の交付、民間団体への事業委託、民間団体との共催事業の開催があり、G-NETしがフェスタは、男女共同参画団体・NPOなどの団体の交流の場となっている¹⁷⁾。

4 政策の進捗・達成状況

滋賀県では、プラン策定後、計画的かつ総合的に男女共同参画の視点を入れながら施策が進められており、また、平成14年の県民意識調査の結果から、条例が施行され、普及啓発していく中で、徐々にではあるが、県民の意識が変わりつつあるという認識を得ている。今後は、男女共同参画に関する取組みが最も浸透してきているNGO・NPOや取組みが浸透しつつある事業者¹⁸⁾を取り込んだ地域づくり活動の促進をはかる方針である。

(1) 評価システム

旧プランの見直しの際に体系を見直し、数値目標を66個から21個に減らしているが、平成15年度がプラン改訂後の初年度となるため、進捗状況の評価については今後実施していく予定であり、現在は庁内の進捗状況を取りまとめている段階である。なお、プランや条例の進捗状況に関する県民からの反応は特になく、県民や各種団体などによる外部評価システムを設置する予定はない。

(2) 苦情処理

県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策への苦情については、男女共同参画課および施策担当課が対応しており、相談員は特に設置して

(副知事・出納長)、本部長21名(各部長・企業庁長・各行政委員会事務局長・教育長・警察本部長・各地域振興局長)、幹事43名(関係各課長)、連絡員43名(幹事が指名する職員)である。平成16年度は本部長会議1回、幹事会議1回、連絡員会議2回が予定されている。

17) 民間団体との連携としては、滋賀県男女共同参画推進協議会(1・You淡海ネットワーク)があり、定例会議の開催、機関誌の発行、広報啓発パンフレットの作成などを行う。

18) 事業者団体における研修やシンポジウムの実施、企業経営者らによる男女共同参画推進団体の設立(たとえば、「おおつ男性会議」は企業経営者らによる男性のみで構成される推進団体である)など、事業者の意識改革も進んできていると評価することができる。

いない。申出の方法は原則書面によるが（FAX・E-mailなどを含む）、電話による対応も可能である。しかし、平成16年8月現在、申出は0件である。

5 まとめ

滋賀県においては、①県における推進体制の整備・強化、②市町村における組織体制の整備・行動計画の策定の促進、③自治会レベルにおける男女共同参画の推進を主な課題とし、これらに対する取組みが進められてきた。①については、先述のように、平成10年の男女共同参画推進計画の策定以降、平成15年の推進本部組織の拡大に至るまで、体制の整備・強化が進められてきており、施策の効果が認められる。一方、②・③については、県の呼びかけにもかかわらず、まだまだ低い達成度にとどまっているという現状があり¹⁹⁾、さらなる啓発活動や人材育成が必要である²⁰⁾。なお、アンケートにおいては、地域の特色として、女性労働力率のM字カーブの結婚・出産・育児期のくぼみが全国平均に比べて大きくなっていること、県民の社会貢献への意欲が強く社会活動への参加率が高いということが挙げられていたが、この点と関連して、プランや条例においては、仕事と家庭・地域活動との両立支援への取組み、県と県民・事業者・NPO等の協働への取組みが謳われており、さらに、附属機関等における積極的改善措置、男女共同参画審議会の委員の一部公募制が規定されているなど、県の男女共同参画施策の現状とその対策のあり方としては妥当なものであると評価することができる。

（梅澤 彩）

【大津市】

1 概要

大津市は滋賀県南部に位置し、人口は平成16年9月30日現在で302,493人（男性147,318、女性155,175）、115,221世帯である。

2 政策の流れ

平成5年に「ひとが輝く男女共同参画社会の実現をめざして一大津市計画」が策定され、10年には、近畿で3番目に「男女共同参画都市宣言」を行い、大津市が男女共同参画を積極的に推進する姿勢が示された。その後、社会情勢の大きな変化などから生じた新たな課題や引き続き取り組むべき課題に対応するため、平成13年度に「大津市男女共同参画推進計画—おつかがやきプラン」が策定された。この「プラン」の策定は、「大津市女性問題懇

19) この点と関連して、アンケートでは、県が直面している課題として、「①庁内部局の理解、②県民意識の向上」が挙げられている。

20) 男女共同参画の視点からの広報・出版物のガイドラインとして、「考えてみよう その表現～性別による固定的役割分担意識の解消を目指して～」が平成10年に策定されている。また、平成15年度に内閣府作成の公的広報の手引きを増刷し、全所属に配置している男女共同参画推進委員に配布し、周知徹底をはかっている。一方、市民への広報・啓発活動として、ラジオリレー番組（男女共同参画週間、パートナーしがの強調週間）、FMラジオ番組（子育て期のジェンダー学講座、G-NETしがフェスタ）のほか、ホームページにおける電子会議室（男女共同参画（さんかく）ひろば）の運営、標語募集（平成16年度に実施した男女共同参画社会の形成にかかわる標語の全国募集に対し、641名、1,100通の応募があった）などがある。

話会」からの提言を受けて、男女共同参画の視点に立った施策を積極的に推進していくことを目的として「大津市男女共同参画推進委員会」において検討が行われた。

3 実施体制・関連施設

男女共同参画に関する施策の所管課は「企画部男女共同参画課」であり、平成15年度は日本女性会議の開催年度であることから、職員11名（兼任、嘱託・臨時職員を含む男性4、女性7）が配置されている。また、庁内関係部課の相互の連絡調整等をはかり、男女共同参画社会の実現に向けての取組みを総合的・計画的に進めるため、「大津市男女共同参画推進委員会」が設置されている。なお、平成15年度における男女共同参画事業に関する予算は3971万5千円であり、一般会計予算の0.05%に当たる。

男女共同参画事業の拠点施設としては現段階ではないが、女性関連施設として平成4年度に設置された教育委員会所管の「大津市女性センター」がある（平成15年度予算209万9千円。年間利用者数：女性4,428、男性1,889）。センターでは、男女共同参画社会実現に向けての講座や女性問題に関する相談事業も実施されている。平成15年度の相談件数は56件であり、人間関係に関するもの（24件）、とりわけ夫婦関係等に関するものが多く見られた。

4 市民、NGO・NPO、事業者との連携

主なものとしては、平成15年度に実施された「日本女性会議」が挙げられる。この大会は公募による実行委員で構成される「日本女性会議2003おおつ実行委員会」により企画・運営され、市民と行政の協働により事業が実施された。16年度には日本女性会議の元実行委員を主なメンバーとする3つのグループが誕生している。また、市では各種団体の連絡組織「大津男女共同参画推進団体連絡協議会」が主催する「男女共同参画をすすめる市民フォーラム」の開催を支援している。

5 政策の進捗・達成状況等

大津市は、これまで審議会、行政委員会等への女性の登用率の向上（目標30%）に力をいれてきた（平成16年3月末で27.7%）。「日本女性会議」をうけ、男女共同参画に関する取組みの気運が高まっている中、男女共同参画社会づくりの推進のための条例や苦情処理制度などの整備が期待される。

(Marcelo de Alcantara)

【彦根市】

1 概要

彦根市は昭和12年に県下で2番目の市として誕生し、琵琶湖東北部の中核都市として発展を続けてきた。市の面積は98.15km²、人口は平成16年9月末現在で109,688人（男性53,894、女性55,794）、世帯数39,818であり、産業構造は第三次産業が最も多く57.4%である²¹⁾。

21) その他、第二次産業38.4%、第一次産業2.9%となっている（平成12年度国勢調査）。

2 政策の流れ

平成3年に女性行政の総合窓口として女性施策推進室（平成9年度から現在の男女参画課に改称）が、平成5年には男女共同参画社会づくり推進本部が設置され、啓発事業や女性施策推進状況調査の実施、審議会等への女性の登用を推進してきた。

その後、平成7年に女性施策を総合的・計画的に進めるための指針として「彦根市男女共生プラン」を策定、平成10年には男女共同参画社会づくりに向けての「市民意識と実態調査」を実施し、翌年の平成11年には「男女共同参画社会づくり懇話会」を設置、同懇話会からは「彦根市における男女共同参画社会実現のための提言」がなされた。

現在は、彦根市総合発展計画の基本構想に基づいて策定された「男女共同参画ひこねかがやきプラン」(計画期間は平成13年～22年)（以下「プラン」という）のもと取組みが進められており²²⁾、平成14年4月からは「男女共同参画を推進する彦根市条例」が施行されている²³⁾。

3 実施体制

(1) 担当部署・関連施設・予算

担当部署である男女参画課は男性3名（専任1、兼任2）、女性2名（全て専任）で構成されており、関連施設として「男女共同参画センター ウィズ」(専任4名)が平成15年10月1日に設置されている²⁴⁾。なお、男女共同参画政策関連の平成15年度の予算は4186万7千円であった²⁵⁾。

(2) 庁内外との連携について

庁内との連携については、推進本部が総合施策を担い、審議会において取組み状況を報告する(年2回)というかたちをとる一方、庁外との連携については、NPOとの連携として、ファミリー・サポート・センター²⁶⁾、NPO法人アンダンテ参画²⁷⁾との協働事業があるほか、

22) プランは、推進本部（本部長：助役、本部長：各部長、幹事：各課長、ワーキングメンバー：幹事が所属する課員1名で構成）のワーキングメンバーと、プラン策定委員会（公募の市民を含む）が各部会に分かれて素案を作成した。公聴会は実施していない。

23) 条例策定に当たっては、推進本部のワーキングメンバーが素案を作成し、同素案に対する市民意見をインターネットや市広報において募集したほか、公聴会を2回実施している。彦根市では自治体における地域の特性・課題として、①男女共同参画に取り組む市民グループの自立支援、②女性の生涯にわたる健康、③自治会等地域に残る固定的役割分業意識を挙げており、①については拠点の整備、②については基本理念の一つとする、③については推進事業者への表彰事業による自治会での取組みの奨励（事業者の定義を自治会へ拡大）というかたちでプラン・条例等へ反映させている。

24) ウィズでは、講座や市民相談対応事業のほか、市民、NPOに対する啓発活動（ネットワークづくり、グループの自立支援に向けての講座、NPO登録側面支援）などを行っている。

25) 予算の内訳はウィズの管理運営費3363万8千円、その他822万9千円となっており、一般会計予算に占める割合は0.13%である。

26) NPO法人保育サービス・ドリームに委託して行う事業で、市の「子育てひこねゆめプラン」の中に盛り込まれている。男女共同参画の視点で運営するとの方針のもと男女参画課が所管している。各月の利用は100件程度、登録会員は約300名であり、依頼会員は20代～60代と幅広く、提供会員のうち5名が男性である。最近では高齢者の介護付き添いなどの依頼も多い。

27) NPO法人アンダンテ参画21は、市民啓発（市民公募の実行委員会形式で開催される男女共同参画フォーラム、広報紙など）および女性人材育成などの事業に関わった市民の中から設立された。女性の自立支援や高齢化に関するセミナーなどを企画運営している。

男女共同参画に積極的に取り組む事業者（自治会・PTA等を含む）を表彰する「男女共同参画推進事業者表彰制度」がある²⁸⁾。

4 政策の進捗・達成状況

(1) 推進・達成状況

アンケートによると、市内においてはプラン策定後に「意思決定機関への女性の参画率の目標値を設定、各機関で登用していかねばとの意識の変化」が見られはじめ、条例策定後は「条例に市の責務をうたっているのを、それを根拠に男女参画課が啓発できるようになった」という²⁹⁾。一方、市民においても取組みが「浸透してきて」おり、その根拠は「市民から男女共同参画を活動目的とするNPO法人ができた」こととされている³⁰⁾。なお、NGO・NPOについては無回答、事業者については「浸透しているかわからない」との回答を得た。

(2) 施策の評価・苦情処理・相談機関

プランについては審議会での報告・分析によって評価を行っているが、自己評価システム・外部評価システムは特に設けておらず、「男女共同参画事業の概要」を公表しているのみである。なお、施策にかかわる市民からの苦情や人権侵害に関する相談の受け皿としては、相談対応機関として「ウィズ相談室」が設けられており、総合相談・こころの悩み相談・法律相談に分けて対応している³¹⁾。この制度の広報と窓口の周知方法としては、ホームページ・広報紙への掲載、ウィズのパンフレットへの記載という方法を用いており、平成15年度（15年10月～3月）の相談処理件数は131件であった³²⁾。

5 まとめ

彦根市では、①市民とのパートナーシップの構築、②各種委員会等への女性の登用の推進を主な課題とし、取組みが進められてきた。①については、個人としての市民ではないが、先述のNPOとの協力事業に見られるような連携が活発化してきており、施策の効果が認められる。一方、②については、男女参画課の依頼及び推薦があるにもかかわらず、庁内外と

28) 男女共同参画に積極的に取り組む事業者を表彰し協働事業を行うという制度。事業者との協力事業例としては、表彰事業者が積極的にフォーラムの広報、運営に関わったという実績がある。また、自治会については、女性自治会長を有する自治会や女性を積極的に活用する自治会を表彰し、協力事業を行っている（現在女性が自治会長を担う自治会は400の自治会のうち、3～4自治会である）。

29) 職員研修としては、①人事課と共催で隔年1回、②推進本部で年1回実施する研修がある。昨年の研修内容（研修前に意識調査を実施）は、①は育児休暇をとった男性職員（県外）の講演とパネルディスカッション、②はDV被害者シェルターの施設長によるDVに関する講演であり、職員による被害者への2次被害を予防するために行われた。なお、受講者は研修後にレポートを人事課へ提出することとなっている。

30) 今後の取組みとしては「男女共同参画実践モデル地域チャレンジ事業（3地域に補助金等で援助）を継続する、センター運営管理事業をNPO法人へ委託する」方針であるという。

31) 相談室ができるまでは、ひこね市文化プラザで対応。平成16年8月現在、総合相談（週3日開設）は3名の男女共同参画相談員が対応し、こころの悩み相談（月3件程度受付）、法律相談（月4件程度受付）は専門家が対応している。なお、苦情処理機関は設置しておらず、施策に対する市民からの意見を把握できないため、現時点では審議会や議員質問の際に出てくるものを市民からの声として対処している。

32) 内容は、離婚問題（30件）、家族問題（20件）、こころの悩み（21件）が多く、相談方法は、電話（78件）、面談（31件）、臨床心理士が対応（9件）、弁護士が対応（13件）である。

もに女性の登用率が上昇していないという現状があり、さらなる啓発活動や人材育成が必要である。この点と関連して、アンケートにおいては、自治体における現在緊急度の高い課題として、①政策・方針決定過程への女性参画の拡大、②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革、③男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援、が指摘されており³³⁾、①については、男女共同参画セミナーの開催による人材育成と人材バンクの活用³⁴⁾、②については、モデル地域チャレンジ事業、男女共同参画地域推進員³⁵⁾、③については、ファミリー・サポート・センター事業がこれらに対する主な取組みとして挙げられている。これらの課題設定と具体的取組みは、彦根市の男女共同参画施策の現状とその対策のあり方として妥当なものであると評価できよう。今後、男女参画課において、庁内における啓発活動と関連部署との連携体制を強化し、行政・市民双方の意識改革をはかるための施策が推進されていくことが期待される。

(梅澤 彩)

2 京都

【京都府】

1. 概要

京都府は、面積4,612km²で南北に長いのが特徴であり、大きさは全国で31番目である。平成16年10月1日現在の人口は2,465,451人（男性1,273,661、女性1,371,790）、世帯数は1,074,545で、都市部と郡部では、ライフスタイルや男女共同参画に関する意識の差が見られる。産業別就業者の比率は第三次産業が最も高く、66.6%である³⁶⁾。

2 政策の流れ

昭和52年3月に、府議会で「婦人の地位向上のための請願」の趣旨が採択されたのを契機に、男女共同参画に関する取組みが始まった。その後、平成元年に「KYOあけぼのプラン」、13年に「新KYOあけぼのプラン—京都府男女共同参画計画—」が策定され³⁷⁾、16年には、「京都府男女共同参画推進条例」が制定された³⁸⁾。

33) この点と関連して、自治体が直面している課題について、「①住民意識の問題、②企業の協力にかかわる問題、③いわゆる母性あるいは少子化を考える際に女性の社会進出の責任にする傾向があること」の3点が挙げられている。

34) 人材バンクへは主に男女参画課のセミナー、フォーラム参加者の中から登録を行う（現在77名）。

35) チャレンジ事業については、平成16年度は3自治会からの応募があった。男女共同参画地域推進員制度（各中学校区1名、任期2年、現在7名）は平成14年度から開始、15年度より自治会等へ講師としても派遣され、11回の講座を実施。

36) 第一次産業2.7%、第二次産業28.8%（平成12年度国勢調査）。

37) 新プランは、「京都府女性政策推進専門家会議」からの提言「新京都府女性行動計画策定に向けての提言」（平成12年12月）や、府民からの意見（総数835件）をもとに、府民労働部女性政策課や庁内推進本部等での審議を経て策定された。

38) 「条例」の制定に向けて、「京都府女性政策推進専門家会議」が「京都府男女共同参画推進条例（仮称）の制定に向けての提言」（平成15年9月）を取りまとめた。この提言の策定過程においては、府民との意見交換会が6回開催され、216件の意見が寄せられた。また、条例案に対する府民意見募集では、531通の意見が寄せられた。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

府民労働部女性政策課が、男女共同参画に関する施策を担当しており、専任10名（男性4、女性6）が配置されている。平成16年度の男女共同参画事業に関する予算は、1億2841万4千円であり、京都府の一般会計予算の0.2%に当たる。

(2) 庁内外の関連部署等との連携

男女共同参画政策の総合的な推進や、全体的な調整等は、庁内各部署で構成される男女共同参画推進本部にて行われている。DV³⁹⁾や女性就労支援⁴⁰⁾等の個別課題については、各関連部署と連携して事業を進めている。また、府下の市町村に対しては、市町村担当課長会議や、市町村担当職員研修、その他日常的な指導等を通して連携がはかられている⁴¹⁾。

男女共同参画を推進する拠点施設としては、平成8年に設立された京都府女性総合センターがあり、主に啓発事業、相談事業、情報提供、交流事業などが行われている⁴²⁾。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

冊子等による啓発、出前講座のほか、京都府女性総合センターで開催される講座⁴³⁾やイベント⁴⁴⁾を通して、市民や事業者等が男女共同参画に関する理解を深める機会を設けている。

4 政策の進捗・達成状況

(1) 苦情処理・相談事業

苦情処理制度は、条例に基づき平成16年度に設けられた。苦情の受付は女性政策課であるが、処理は基本的に各施策担当課が担当し、特に必要な場合は、「男女共同参画審議会」の協議にかけられる。相談事業に関しては、女性総合センターを拠点として、法律・労働・DV⁴⁵⁾等、女性に関わる問題について専門家による相談が実施されている⁴⁶⁾。

(2) 評価システム

新京都府総合計画の事業事務評価制度に基づき、「男女平等と共同参画の社会づくり」に

39) DVに関しては、DV対策に係る関連部署（保健福祉部、警察本部）等で構成される庁内連絡会議を開き、情報交換や協議等が行われている。

40) 関連機関（雇用能力開発機構、京都商工会議所、きょうとNPOセンター等）で構成される「女性チャレンジネットワーク会議」を設置し（平成16年6月）、就職・再就職、起業、NPO設立、地域活動等に関わる女性を支援するために必要な体制について検討している。

41) 平成16年4月現在、京都府下39市町村のうち、すでに男女共同参画計画を策定しているのは21市町である。

42) 平成15年度の来館者数は72,916人、事業予算は1億2246万7千円（平成16年度当初）。

43) 「KYOあけぼの大学」等の名称で、男女共同参画社会の形成を促進する人材育成を目的とする講座や、女性問題についての啓発講座等が開講されている（平成15年度は延べ187講座）。講座の1つである「女性問題アドバイザー養成講座」の修了生は、地域活動や行政への参画、NPOを設立する等、各方面でリーダーとして活躍している。

44) 府内各地で活動する女性団体等が、日頃の活動や研究の成果を発表する場として、年1回の「KYOあけぼのフェスティバル」があり、講座やワークショップが開かれている。フェスティバルの企画・実行は、府内の女性団体によって行われている。過去15回開催され、総計5万人の参加者があった。

45) DVについては、平成15年度から専門相談電話「DVサポートライン」が開設され、年間826件の相談が寄せられた。

46) 平成15年度の専門相談（法律・フェミニストカウンセリング・労働）の件数は2,009件。

関する3つの施策のもとで実施されている29事業⁴⁷⁾について、毎年事業評価が行われている。

5 まとめ

特徴的なものとしては、女性の交流・学習支援事業として昭和63年度から継続的に行われている「女性の船事業」が挙げられる。この事業に参加した者は、後に「ステップあけばの」というグループを作り、府内全域で男女共同参画社会づくりに向けて活発に活動している。
(福嶋 由里子)

【京都市】

1 概要

京都市は、平成16年10月1日現在の人口1,464,238人(男性699,116、女性765,122)の政令指定都市である。面積は610.22km²と京都府下の市町村の中で最も大きく、府の総面積の13.2%を占めている。産業別就業者比率は、第三次産業が最も多く78.8%に達する⁴⁸⁾。

2 政策の流れ

昭和53年に「婦人の地位向上のための請願」が採択され、総務局に勤労者・婦人対策室が設置された。昭和57年には「婦人問題解決のための京都市行動計画」(以下「行動計画」という)が策定された。その後、「行動計画」は社会状況の変化等に合わせ改訂が進められ、平成4年度に「第2次京都市女性行動計画」⁴⁹⁾、14年3月に第3次京都市女性行動計画「きょうと男女共同参画推進プラン〜ひとが輝き、未来のゆめを彩るまち・京都をめざして」⁵⁰⁾(以下「プラン」という)が策定された。また、15年12月には、「京都市男女共同参画推進条例」⁵¹⁾(以下「条例」という)が施行された(一部を除く)。

3 実施体制

(1) 担当部署名・予算

男女共同参画に関する政策の所管課は、文化市民局男女共同参画課であり、専任6名(男性3、女性3)が配置されている。また、各局・区に男女共同参画推進員(任期1年)が置

47) 3つの施策とは、「男女平等と共同参画を推進する社会システムの構築」、「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」、「女性の人権が擁護される社会の形成」である。

48) 第一次産業0.08%、第二次産業21.12%である(平成13年10月現在)。

49) 「第2次行動計画」(平成4年度～平成13年度)では、6つの基本目標(①女性の働く権利の保障、②家庭や社会のあらゆる分野への男女共同参画の促進、③男女平等を基本とする生涯学習・啓発の推進、④高齢社会への対応と福祉の充実、⑤母性の尊重と健康の保持・増進、⑥国際交流・協力の推進)が掲げられ、83の施策が実施された。主な成果としては、市の審議会等への女性の登用率の向上、京都市女性総合センター「ウィングス京都」の開設(平成6年)等が挙げられる。

50) 「第3次計画」策定に先立ち、市長の諮問機関である「京都市男女共同参画懇話会」が、「男女共同参画に関する市民意識実態調査」(平成12年7月実施)や、「第2次行動計画」で残された課題等を勘案し、平成13年3月に「『京都市男女共同参画計画』への提言―自立した個人が多様な生き方を選択できる社会の構築に向けて」を発表している。また、計画の立案に対して市民の意見が募集され、207件の応募があった。

51) 「条例」の策定に当たっては、「京都市男女共同参画懇話会」が平成14年12月に、「(仮称)京都市男女共同参画推進条例に盛り込むべき基本事項について―提言―」(以下「提言」という)を発表している。この「提言」の作成過程において、市民に対し中間報告が行われ、リーフレット等による意見募集や、意見交換会を実施した。その結果、中間報告に対し、市民から530件の意見が寄せられた。

かれている。この推進員は、京都市が実施するあらゆる事業において、男女共同参画の視点を反映させる役割を担っている。平成15年度の男女共同参画事業予算は、3億0127万5千円であり、京都市一般会計予算の0.05%に当たる。

(2) 庁内外の関連部署との連携・関連施設

全庁的な組織としては、「京都市男女共同参画推進会議」があり、「条例」や「プラン」に基づく施策を効果的に実施するために、各関係局や各区との調整や連携をはかっている。また、DVや子育て支援、教育といった個別分野においては、民間団体や学識経験者も交えた連絡会議等を設け、問題の解決や施策の実施に当たっている⁵²⁾。また市長の諮問により、調査や審議を行う機関として「男女共同参画審議会」⁵³⁾が設置されている。

男女共同参画社会推進のための諸事業を実施する拠点施設としては、京都市女性総合センター「ウィングス京都」⁵⁴⁾があり、「男女共同参画講座」や、女性問題に関する相談⁵⁵⁾、女性団体等の交流の場の提供等が行われている。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との関係

京都市は、長い歴史の中で住民自治が確立しており、行政区や学区を単位として実践活動に取り組んでいる地域女性連合会等の各種団体が、地域住民の率直な声を行政側に伝えるパイプ役として機能している。また、特定分野の問題に強いNGO・NPOが、行政が行う事業の協力団体として専門的な助言を行っている⁵⁶⁾。また、行政だけでなく、広く京都市全体で男女共同参画に基づいたまちづくりを推進するために、「京都市男女共同参画市民会議」が実施されている⁵⁷⁾。その他、市の男女共同参画推進課の職員を、企業や市民団体等の行う男女共同参画に関する学習会等へ派遣し⁵⁸⁾、市民や事業者の啓発に努めている。

4 政策の進捗・達成状況

京都市では、審議会等への女性の登用の促進⁵⁹⁾と、女性に対する暴力への対応を急務の課題とする。女性委員登用率は平成22年度までに35%以上となるよう、取組みが行われてい

52) 特にDVに関しては、市内の関連機関（行政・施設・民間団体等、合計18機関）で構成される「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」があり、年2回の会議において情報交換を行っている。また、構成団体の共催で相談事業やシンポジウムを実施している。

53) 審議会は、学識経験者、経済界、労働者の代表、公募市民等、計12名で構成されている。

54) 平成15年度の来館者数は363,933人であり、事業予算は2億9205万6千円である。

55) 「ウィングス京都」において実施している相談事業に寄せられた相談件数は、平成15年度は1,374件であり、そのうち女性に対する暴力に関する相談は404件であった。

56) 京都市の特徴として、多様な市民のニーズを伝える地縁組織と、特定の問題についての要求や、助言を行うNGO等が縦横無尽につながり、京都市が行う男女共同参画政策に貢献していることが挙げられる。

57) 市民と行政との協働が機能している背景には、市長が市政運営の基本方針として「信頼とパートナーシップの市政」を掲げ、この方針に沿って、市民の知恵と力を生かして市政および個性豊かなまちづくりを進めるために、平成15年に「京都市市民参加推進条例」が制定されたことがある。

58) 平成15年度の派遣先は、企業3回、市民団体等6回、大学1回、国等行政機関4回である。

59) 具体的には、「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」を作成し、女性委員の登用促進と実状把握等を行っている。

る⁶⁰⁾。女性に対する暴力の防止については、他機関と連携しつつ充実がはかられている⁶¹⁾。

(1) 苦情等処理制度・相談機関

「条例」により、平成16年4月に苦情処理制度が設けられ、京都市男女共同参画苦情処理専門員が苦情処理に当たっている⁶²⁾。女性に関する問題についての相談事業は、「ウィングス京都」で行われている。

(2) 評価システム

京都市には、「政策評価」と「事務事業評価」とで構成される行政評価システムがある⁶³⁾。男女共同参画事業等に関しては、「男女共同参画の推進」という項目で、京都市全体の施策との関連性をはかりながら総括的に評価が行われている。また、「条例」に基づき、「プラン」に掲げられた施策の実施状況をまとめた年次報告書が作成されている。

5 まとめ

京都市では、市民がより男女共同参画に関する施策を身近に感じられるよう、男女共同参画に関する啓発誌が大幅に改訂され、サイズや紙面の内容の変更、配布場所の見直し等が行われた。これを機に、これまで男女共同参画に関する情報が届きにくかった層においても、男女共同参画社会への正しい理解が深まり、推進に向けての取組みがより活発となることが期待される。

(福嶋 由里子)

【長岡京市】

1 概要

長岡京市は、京都盆地の西南に位置し、面積19.18km²、平成16年9月1日現在の人口77,370人(男性37,780、女性39,590)、31.180世帯である。第三次産業が最も多く67.5%である⁶⁴⁾。

2 政策の流れ

京都府下の他市町村に先駆け、昭和58年に「婦人行動計画策定にかかる市長方針」が決定され、昭和60年には、「婦人行動計画」(以下「第1次計画」という)平成8年3月に第2次長岡京市女性行動計画「長岡京市男女共同参画プラン」が策定された。この「第2次計

60) 平成15年度末では、女性の登用率は26.8%であった。

61) 注52参照。

62) 専門員には、弁護士や福祉の分野で女性問題に取り組んでいる専門家が委嘱されている。

63) 「政策評価」は、京都市基本計画の政策体系に基づく26の政策と106の施策を対象とし、各施策の状況を数値で表した客観指標により評価する「客観指標評価」と、各施策の現状について市民がどのように感じているかを調査して評価する「市民生活実感評価」によって客観・主観の両面から評価が行われ、企画立案等に参考にされるものである。「事務事業評価」は、施策目的を達成するために、個々の事業を目的達成度や所要コストの観点から評価をし、事業効果の点検や、事業改善の取組み、行政資源の有効配分などに活用されるものである。

この2種類の評価制度において、それぞれ学識経験者等からなる第三者機関(「京都市政策評価制度評議会」、「京都市事務事業評価委員会」)が設置されている。

64) 第一次産業1.2%、第二次産業31.0%(平成12年度国勢調査)。

画」が平成12年に終了するに伴い⁶⁵⁾、「長岡京市男女共同参画社会市民意識調査⁶⁶⁾」や「長岡京市男女共同参画プラン懇話会」からの提言を受け、平成13年3月に「第3次長岡京市男女共同参画計画」が策定された⁶⁷⁾。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

女性政策の所管課は、教育委員会総務課女性政策係⁶⁸⁾であり、専任職員2名（男性1、女性1）が配置されている。また、男女共同参画アドバイザーが非常勤職員⁶⁹⁾として置かれている。平成16年度の男女共同参画事業予算は、408万円であり、長岡京市全体の一般会計予算の0.0148%に当たる。

(2) 庁内外の関連部署等との連携

全庁的な組織としては、市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置されており、男女共同参画計画の推進状況の把握や、長岡京市全体の政策との調整が行われている。また、諮問機関としては「男女共同参画懇話会」があり、定期的な会議を通して、計画の推進状況の評価や、改正点について提言が行われている。

また、DVに関する相談事業については、京都府の南部に位置する6都市でネットワーク⁷⁰⁾を作り、情報共有や連携の強化等をはかっている⁷¹⁾。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

市民やNGO・NPO、事業者に対しては、主に啓発活動⁷²⁾を通して、男女共同参画に関する施策への理解を呼びかけている。平成17年度には、市民、NGO・NPOの交流の場として「女性交流支援センター」が設置される⁷³⁾。

65) 「第2次計画」の成果としては、男女共同参画情報誌「アンサンブル」の創刊（平成10年）、審議会委員への女性の登用を推進するための「女性人材リスト」の整備（平成11年）、男女混合名簿の採用、庁内の労働環境整備の一環として「セクシャル・ハラスメントの防止に関する規定」の策定などが挙げられる。

66) 調査期間は、平成11年7月7日～7月21日であり、標本数は2,000、有効回収数は1,188（59.4%）であった。有効回答の男女の内訳は、女性30.0%、男性27.2%であった。

67) 「第3次計画」は、全庁的な組織である「男女共同参画プラン推進本部」（現「男女共同参画推進本部」）が中心となり、「長岡京市男女共同参画プラン懇話会」からの提言「21世紀の課題 男女共同参画社会の実現をめざして」（平成12年9月）や、「長岡京市第3次総合計画」との整合性をはかり策定された。「第3次計画」の推進期間は、平成13年度～平成17年度の5年間である。

68) 長岡京市においては、「第1次計画」策定と同時に、「教育委員会社会教育課青少年婦人課」が設置された。「第2次計画」策定後、「生涯学習課女性政策係」（平成8年）、「総務課女性政策係」（平成9年）と変更されたが、一貫して教育委員会に男女共同参画の所管課が置かれているのが特徴である。

69) 男女共同参画アドバイザーには、男女共同参画社会の実現に向けて専門的な助言ができる者が採用されており、週3回勤務している。

70) 長岡京市、向日市、八幡市、京田辺市、宇治市、城陽市の6市で構成される。

71) 庁内においては、相談事業に関して、特別な連携組織は設置せず、個々の事例に応じて、関連機関の担当職員が情報を共有化し、連携して対応するという形をとっている。

72) 小学生や中学生が早い段階から男女共同参画について理解を深められるよう、啓発冊子を作成し、学校に配布している。また、市民に対して、男女共同参画に関する施策について身近に感じられるように、市民から川柳やエッセイの募集等も実施している。

73) 現在、市民やNGO・NPOとの協働事業としては、年1回実施される「男女参画フォーラム」がある。このフォーラムの企画・運営については、フォーラム実行委員会と行政の協働により行われている。

4 政策の進捗・達成状況

長岡京市では、5年ごとに市民に対して男女共同参画に関する意識調査を実施し⁷⁴⁾、「男女共同参画計画」の浸透度の把握に努めている。「第3次計画」策定以降、主に、審議会等の女性登用率の向上⁷⁵⁾、DVに関する相談への対応の充実に力を入れている。

(1) 苦情処理・相談事業

苦情処理制度は、設置されていない。男女共同参画に関する施策に対する市民からの苦情には、教育委員会総務課が対応している。相談事業としては、「長岡京市女性の相談室」があり、女性に対する暴力などに女性カウンセラーが対応している。

(2) 評価システム

「第3次計画」の推進状況については、各課から所管事業について進捗状況の報告を受けられる形で、全体の進行度を把握している。各課からの報告結果は、男女共同参画懇話会に報告され、今後の施策の策定、事業展開の参考とされる。また、情報公開施策の一環として全庁的に行われる事業調査において、具体的な目標数値が設定されている「女性の審議会への登用率」や、「女性のための相談対応率」が審査対象とされている。

5 まとめ

長岡京市においては、平成17年度に、男女共同参画社会の実現に向けて、JR長岡京駅西口に女性交流支援センターが設置される。この女性交流支援センターの設置を機に、男女共同参画推進条例の制定が期待される。
(福嶋 由里子)

3 大阪

【大阪府】

1 概要

大阪府は、面積は約1,893.73km²、人口は8,831,177人（男性4,301,231、女性4,529,946）であり日本を代表する経済・文化の中心地である。産業構造は、第一次産業0.5%、第二次産業30.1%、第三次産業67.6%となっている。

2 政策の流れ

府は昭和56年に第1期プランである「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を、昭和61年に第2期、平成3年には第3期行動計画を策定した。平成10年には「大阪府男女協働社会づくり審議会」を設置し、平成13年2月に同審議会から「21世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビジョン」についての答申を得て、同年7月、平成

74) 直近のものとしては、平成16年9月15日～30日に実施された。

75) 審議会等委員への女性の登用を促進するため、幅広く人材に関する情報を収集するとともに、必要な情報の提供を行い、女性委員の割合を35%にすることを目標としている。平成16年7月現在、29.8%である。

22年度までの10年間を計画期間とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定した。その翌年に「大阪府男女共同参画推進条例」を制定した。

3 実施体制

男女共同参画の所管課として男女共同参画課（男性7名、女性5名）があり、その他、関係部局を構成員とする男女共同参画推進本部を設け、部局間の調整を行っている。平成15年度の課の予算は3億6742万5千円で、一般会計予算の0.01%に当たる。平成6年には、拠点施設として大阪府立女性総合センター「ドーンセンター」が設置された。年間利用者は40万人、予算は4億6849万円で、女性相談、女性に関する情報の収集・提供、女性の自立やネットワークづくりのための講習会、NGO・NPOとの協働事業などを行っている。また、相談機関としては大阪府女性相談センター、子ども家庭センターなどを設置している。府下の市町村との連携は、男女共同参画主管課長会議などを通して行われている。その他、男女共同参画に関する活動を行っているNPOの事業を支援するために、ジャンプ活動助成事業が実施されている。

4 政策の進捗・達成状況

府は、大阪府男女共同参画推進条例の具体化として、働く場での男女共同参画に意欲的に取り組む事業者を登録し、その自主的な取組みを応援する男女いきいき・元気宣言事業者登録制度を、平成15年1月に創設した。また、平成14年8月には男女共同参画苦情処理制度が創設され、16年9月までの事前相談件数は43件あり、そのうち正式な申出は6件（うち制度対象外が2件）であった。

5 まとめ

ユニークな取組みとして、①行政庁における男女共同参画モデル職場づくりの推進、②先駆的な活躍をした個人、団体・グループを顕彰する「大阪府女性基金プリムラ賞」の実施が挙げられる。また、DV防止法に基づく保護命令の申立件数が全国で最多であることを受け、女性に対する暴力対策を重点分野に位置付けている。府は自身が率先して実行しており、牽引役としての取組みを評価することができる。（閻 妍）

【大阪市】

1 概要

大阪市は、大阪府の北部に位置し、面積221.96km²、平成16年10月1日現在の人口2,633,757人（男性1,286,137、女性1,347,620）、世帯数1,229,168の政令指定都市である。就業者比率は第三次産業が最も多く、69.7%である⁷⁶⁾。

76) 第一次産業0.1%、第二次産業29.1%である（平成12年度国勢調査）。また、平成14年度の女性就業者数は、約55万人であり、そのうち女性自営業者が46,000人、家族従業者は約56,000人、雇業者約45,000人であった。全国平均より、自営業や家族従業者が比較的多いが、パートタイム労働、人材派遣、契約社員等も増加している。

2 政策の流れ

昭和58年に「大阪市婦人施策に関する基本計画」が策定されて以来、女性の人権問題に焦点を当てた施策が展開されてきたが、1990年代からは男女の人権尊重を基軸とし、男女共同参画を目指す施策への取組みが行われ、平成10年には、「大阪市男女共同参画プラン」が策定された。平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されたのを受け、平成14年2月には、「大阪市男女共同参画プラン」を改訂し（以下「改訂プラン」という⁷⁷⁾、平成15年1月から「男女共同参画推進条例」⁷⁸⁾が施行された。この条例では、大阪府は昼間人口が多く、事業活動や市民活動が盛んであるということ踏まえ、対象者を「本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む」として、市と市民および事業者が一体となって政策の推進に努める姿勢が示されている。

3 実施体制

(1) 担当部署・人員配置・予算

大阪市では、市民局生活振興部男女共同参画課が、男女共同参画に関する施策を担当している。この課には、専任職員9名（男性5、女性4）が配置されている。平成15年度の男女共同参画事業に対する予算は9億6977万8千円であり、大阪市全体の一般会計予算の0.08%に当たる。

(2) 庁内外との関連機関との連携・関連施設

「改訂プラン」に基づく男女共同参画施策の推進については、「大阪市男女共同参画推進本部」⁷⁹⁾（旧大阪市男女共同参画協議会）が中心的な役割を果たしている。その他、DVに関しては、「大阪市DV施策ネットワーク」⁸⁰⁾が設置され、年1回の会合をもち、DV関連施策の推進が図られている。

「条例」や「プラン」に基づく施策を推進する事業や、男女共同参画に関する活動を行う市民やNGO・NPO等の交流の拠点として、大阪市立男女共同参画センター「クレオ大阪」⁸¹⁾がある。「クレオ大阪」は5館体制で運営され、それぞれの館は独自のテーマを設け、女性

77) 「プラン」は、有識者で構成される「大阪市女性問題懇話会（現大阪市男女共同参画審議会）」からの提言を受け、全庁組織である大阪市男女共同参画協議会が中心となってまとめた。

78) 「条例」の制定に当たっては、「大阪市男女共同参画懇話会（現大阪市男女共同参画懇話会）」が、平成14年6月に大阪府に対し提言を行っている。また、条例制定に向けて市民意見を2回募集し、それぞれ99件、141件の意見が寄せられた。「条例」は最終的に、懇話会からの提言や市民意見をもとに、市民局男女共同参画課が事務局となって取りまとめられた。

79) 「大阪市男女共同参画推進本部」は、市長を本部長とし、助役や所属長等で構成される。

80) ネットワークは、大阪府市民局、健康福祉局、教育委員会、住宅局、区役所、大阪府、警察、民間団体等で構成されている。

81) 男女共同参画センター「クレオ大阪」（旧女性いきいきセンター「クレオ大阪」）の構想は、平成元年に女性いきいきセンター（仮称）構想委員会の「女性いきいきセンター（仮称）構想計画についての基本的な考え方」報告に基づいている。平成5年には、「大阪市立女性いきいきセンター条例」が制定され、北部館（平成5年）、西部館（6年）、南部館（8年）、東部館（10年）が設立されていた。平成13年には、名称の変更や条例の改正が行われた。また、同年、男女共同参画センター中央館「クレオ大阪中央」が設立され、現在の5館体制となった。平成15年度の「クレオ大阪」全体の予算は、7億7914万6千円であった。

の自立と社会参画を促進するための講座や女性の問題に関する相談事業が行われている⁸²⁾。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との関係

市民、NGO・NPO、事業者に対しては、啓発資料を作成・配布し、市が行う男女共同参画施策に対する周知をはかるとともに、「クレオ大阪」で実施されている講座やイベント⁸³⁾を通して、男女共同参画に根ざした社会づくりを担う市民やNGO・NPOの育成を行っている⁸⁴⁾。

行政と市民、NGO・NPOの情報交換の場としては、「大阪市女性会議」が設けられており、相互の活動報告を年1回程度行うほか、各種審議会の委員選出の際に呼びかけなどを行っている。その他、男女共同参画に関する活動を行っている市民やNGO・NPOに対する支援事業も実施している。

事業者に対しては、企業・業界団体を対象とした「男女共同参画出前講座」や、事業者一般を対象とするフォーラムを実施するとともに、職場において男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる中小企業を顕彰する「きらめき企業賞」⁸⁵⁾を実施している。

4 政策の進捗・達成状況

(1) 苦情処理制度

平成15年7月に「大阪市男女共同参画施策苦情処理制度」が設置された。苦情処理は、男女共同参画をはじめ、行政全般に関し見識のある苦情処理委員3人が当たる体制となっている⁸⁶⁾。

(2) 評価システム

行政全般的の費用対効果を検証する業績評価の対象に、男女共同参画事業も含まれているが、特に男女共同参画に絞った評価システムはない。現在は、「大阪市男女共同参画推進本部」や「大阪市男女共同参画審議会」、「大阪市男女共同参画施策苦情処理制度」が、男女共同参画事業の進捗状況を検証する役割を担っている。

82) 平成16年度より「クレオ大阪北」で、「男性の悩みのための相談」が週1回行われている。

83) 主なものとして「女性団体指導者養成講座」や「女性学級」が挙げられる。また、年1回行われる「クレオフェスタ」の運営を実行委員会形式にすることにより、市民やNGO・NPOが、大阪市の推進する男女共同参画社会づくりに、主体的にかかわれる場を提供している。

84) その他、市民の活動としてユニークな取組みに、「ウィメンズパネル」というものがある。これは、大阪市の各区から選出された女性委員が、男女共同参画の視点を生かしたまちづくりについて、独自のテーマを設定し調査・研究を行うものであり、任期は2年で、研究成果は市長への提言として公表される。

85) この顕彰は、大阪市内に事業所があり従業員が300人以下の企業等（会社や個人企業、財団・社団法人、共同組合が含まれる。営利・非営利は問わない）で、①女性が起業し男女共同参画に取り組みながら発展している企業等、②女性従業員のチャレンジ支援に取り組んでいる企業等、③ファミリー・フレンドリーに取り組んでいる企業等、④その他、企業における男女共同参画に向けたユニークな取組みを進める企業等が対象とされている。顕彰の内容としては、市内の主要ターミナルで発行する各電鉄会社共通のプリペイドカードに顕彰の趣旨と企業名を掲載し、企業PRを行うというものである。

86) 制度開始時から平成16年4月までに寄せられた苦情は2件。そのうち1件は制度の対象として苦情処理手続きを終了している。

5 まとめ

大阪市の特徴としては、男女共同参画センターが市内に5館あり、それぞれのテーマに沿って、男女共同参画に関する啓発活動や市民活動が盛んに行われていることが挙げられる。平成13年度には、調査・研究の核としてクレオ中央に研究室が置かれたことにより、今後いっそう男女共同参画社会の形成に関する調査・研究が進められることが期待される。

(福嶋 由里子)

【池田市】

1 概要

池田市は大阪府の北部に位置し、大阪都市圏の住宅都市として発展した市である。市の北部には五月山があり、南には大阪国際空港が隣接し、南北に細長い地形をしている。平成16年10月1日現在の人口は101,015人（男性49,216、女性51,799）、42,771世帯であり、大阪府内の市町村の中では高齢者世帯の割合が多い。産業構造⁸⁷⁾は第三次産業が7割を占めるが、南部には自動車工業および関連産業が多く立地し、植木・地酒などの伝統産業もある。

2 政策の流れ

池田市における男女共同参画推進政策は、2011年までの計画である「いけだパートナーシップ21（池田市男女共同参画推進計画）」に基づき進められている。同計画の策定に当たっては担当課への調査・ヒアリングを行い、原案を作成した後、学識経験者・団体代表者・公募の市民で構成される「女性問題推進会議」で検討・意見交換を行った。基本課題として、男女共同参画社会を実現するための、①意識変革、②就労環境の整備、③福祉の充実と健康の保持・増進、④地域・まちづくりの推進の4点が挙げられている。

平成14年9月には「池田市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という）が制定された。条例制定に当たっては、平成13年11月に市長より諮問を受けた「女性問題推進会議」が検討を重ね、平成14年7月に提言としてまとめた。また、平成14年5月と7月には市民説明会およびFAX・E-mailによる市民からの意見募集を行い、中間報告時に50件、条例制定前に14件の意見が寄せられた。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

人権推進課男女共同参画担当は、専任職員3名（男性1、女性2）である。15年度の男女共同参画政策関連予算は670万円で、一般会計予算の約0.02%に当たる。また情報収集・資料作成・市民交流の場として「男女共生サロン」を池田駅前商店街の中にあるビル内に設け、年間予算は371万円、年間利用者数は17,930人である。

87) 第一次産業1.1%、第二次産業24.5%、第三次産業72.0%（平成12年度国勢調査）。

(2) 庁内外の関連部署との連携

庁内の推進体制としては、市長を本部長とする部長級以上のメンバーで構成される「男女共同参画推進本部」があり、年に数回の会議が開かれている。子育て政策課・子育て事業課・保育課とは同じ部のため、課長会等での打ち合わせがもたれている。また、昭和53年に開設され、相談事業、講座の開講等を行っている「働く婦人の家」は、館長を男女共同参画担当課長が兼任しており、施策の連携がはかられている。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

平成15年度より個人・グループまたは事業者を対象に男女共同参画顕彰制度を実施している。男女共同参画の推進に貢献・活躍した者や女性の登用などに積極的な企業などを表彰しているが、応募数が少なく、制度の周知度を高める必要がある。また、NGO・NPOとの協力事業として、男女共生サロンを指定グループに管理委託している。平成16年8月現在、9グループの35名が交代で管理に当たっている。

4 政策の進捗・達成状況

(1) これまでの取組み

各政策の評価体制として市民・NGOによる外部評価は行われておらず、審議会の際に公募された市民の意見を外部の評価としてとらえている。そして、全庁的な男女共同参画政策の取組みをまとめたものとして、毎年報告書が出されている。ただし、庁内では報告書を各課に配布するにとどまり、今後は評価結果を推進本部会議にかけて施策の推進に努めることが課題である。

(2) 苦情処理

平成15年4月より苦情処理制度が設けられている。苦情処理委員は3名の学識経験者または市民で、申出書は市役所と男女共生サロンで配布しているが、現在のところ申出はない。

(3) 相談事業

「働く婦人の家」⁸⁸⁾において月3回、カウンセラー等により無料相談が実施されている。15年度は271件の相談があり、その内容としては家庭問題が135件で最も多く、次いで職業・労働問題が25件となっている。家庭問題のうち11件はDV問題に関するものであるが、大阪府池田子ども家庭センターや池田警察署などと連携して対応に当たっている。相談者は市民に限られず、加害者から逃れるため市外から訪れた女性にも対応している。また、男女共同参画担当では、DV被害者等の緊急一時保護・避難支援制度をはじめ、宿泊施設および公的施設や知人・友人宅に身を寄せるための交通費などを提供している。

88) 男女雇用機会均等法改正付則第9条第1項に基づき、主として女性労働者や主婦等の福祉の増進をはかるため、地域におけるこれら女性の福祉に関する事業を総合的に行う施設である。

5 まとめ

池田市の特徴と今後の課題を3点挙げる。第一に、国や大阪府と比較すると、池田市の30代女性の就業人口比率は低い。豊能地区⁸⁹⁾のハローワークが池田市にあるにもかかわらず低い就業率の背景には、性別役割分担肯定率が高いことが挙げられる。池田市ではプラン策定前の平成10年度に市民意識調査を行っているが、策定後どのように意識が変わったか、16年度に人権行政担当と共同で意識調査を実施し、17年度のプラン改定の資料とする。

第二に、意識改革が課題である。これまでプランに基づきフォーラム・講座の開設、啓発に関する刊行物の作成・配布を行っているが、根本的な意識改革は難しい。特に男性や若年層を取り込むことが課題で、例えば「DVフォーラム」というテーマに参加すると自分がDVを行っているように疑われてしまうという危惧が男性にあり、参加者の多くが女性になってしまうという現実がある。また職場では男女共同参画政策に理解を示す態度をとっているとしても、家庭では「男女共同参画」という視点が失われがちであることも問題である。

第三に、池田市は高齢者の人口比率が高く、一人暮らしの割合が高いことが特徴である。そこでさらに高齢社会が進む中で、基本課題③の男女共同参画社会を実現する福祉の充実と健康の保持・増進の中の重点施策として挙げられている「自立と安定した生活を送るための支援施策の充実」が重要になって行く。(大橋 美帆子)

【豊中市】

1 概要

豊中市は大阪府の西北部にある近郊住宅都市であり、平成15年10月1日現在の人口は389,018人（男性188,046、女性200,972）、面積は36.6km²である。第三次産業就業者が最も多く72.5%となっている⁹⁰⁾。

2 政策の流れ

取組みは昭和54年から始められ、昭和58年に女性政策推進本部を、昭和63年に女性政策課（平成15年に男女共同参画推進課に名称変更）が設置された。平成12年11月には「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」⁹¹⁾が開設され、15年10月に「豊中市男女共同参画推進条例」が制定された。現在のプランである「豊中市男女共同参画計画」は、2年策定の「女性政策の基本方針」と9年改定の「女性政策実施計画（第1次見直し）」を統合して、16年3月に策定されたものである。

3 実施体制

庁内の推進体制としては、施策に係る基本的な方針決定を男女共同参画推進本部が、その

89) 豊能地区とは、池田市、箕面市、豊中市、能勢町および豊能町の3市2町を指す。

90) 第一次産業0.2%、第二次産業24.7%（平成12年度国勢調査）。

91) 複数存在した女性問題関連施設を、男女共同参画推進の拠点として統合した。市の男女共同参画課と連携し、講座、講演会の開催、情報提供、相談業務を実施している。

決定に基づいた施策の総合企画および調整を男女共同参画推進課が行っている。さらに、各部内には男女共同参画施策の積極的な推進を行う男女共同参画推進員が配置されている。他の関係課との連携としては、広報広聴課と連携した広報・啓発事業、職員研修所との協力で行う男女共同参画をテーマとした職員研修がある。市民に対しては、広報誌や条例制定記念の講演会、計画の説明会等を通して啓発活動を行っている。事業者に対しては、委託業者による人権学習会において、計画や条例のリーフレットの配布や説明を行った。15年度予算は1億9567万7千円であり、一般会計予算の0.16%を占めている。

4 進捗・達成状況

平成2年度より、審議会等における女性委員の比率増加に向けての取組みを開始し、16年度までに30%となることを目標とした（平成16年4月1日現在27.4%）。平成12年11月に相談対応機関として「すてっぷ相談室」を、15年11月に、性別に起因する人権侵害の苦情・救済に対応する「男女共同参画苦情処理制度」を設置した。また、人権企画課では、人権擁護委員による「女性相談」を実施している。

5 まとめ

近年、相談対応機関に寄せられる相談はDVに関するものが最も多く、平成16年11月に、庁外組織を含めたDV防止ネットワーク会議を設置した。今後はこのDV防止ネットワーク会議の中で、多面的な支援体制の整備の検討が必要であると考えられる。（閻 妍）

【茨木市】

1 概要

茨木市は大阪府北部に位置し、平成16年9月末現在で人口266,171人（女性135,071、男性131,100）、107,956世帯、面積は76.52km²である。産業別の就業者比率は、第一次産業4.6%、第二次産業41.6%、第三次産業51.4%となっている。

2 政策の流れ

平成4年に女性施策の総合的な推進を図る「茨木市女性問題総合施策」が策定され、平成14年3月に後継計画として「茨木市男女共同参画計画」が策定された。

3 実施体制

男女共同参画社会推進策を中心的に行っている「人権部男女共同参画課」は、平成4年7月に人権・女性政策課として設置され、平成12年に改称、現在の人員配置は女性9名（専任5、兼任1、非常勤3）、男性4名（専任3、非常勤1）となっている。平成15年度の男女共同参画事業予算については、男女共生センター ローズWAMの管理運営費が9837万円で、その他が1268万9千円、合わせて1億1105万9千円であり、一般会計予算に占める割合は、0.15%となっている。

人権部男女共同参画課は、「茨木市男女共同参画推進懇話会」および「茨木市男女共同参

画推進本部」の庶務を担当している。また、人事課、保健医療課および児童福祉課等と連携体制をとり、男女共生センターにおける様々な事業を実施している。

市庁内の推進体制としては、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的に企画し、円滑かつ効果的に推進するため、「茨木市男女共同参画推進本部」が設置されている。市長を本部長とし、推進本部会議、幹事会、担当部会からなる庁内組織である。

4 政策の進捗・達成状況

茨木市がこれまで特に取り組んできた課題の一つとして、意識啓発が挙げられる。市民意識調査によると、性別役割分担を肯定する割合は、平成元年では男性76.8%、女性55.2%、平成13年では男性44.6%、女性23.0%となっており、徐々に男女共同参画に関する理解が浸透してきていると考えられる。

平成12年4月には、市民の交流や学習、また男女共同参画に関する情報提供の拠点となる「茨木市立男女共生センター ローズWAM」を設立し、市民の啓発に努めている。同センターの月平均来館者は1万人を超えており、事業の充実が見てとれる。一方、職員に対しては、年4～5回の研修により啓発を行っている。

また、女性のための電話相談に加え、女性に対する暴力への対策として男女共生センターにおいてDV相談を開始するなど、相談事業の充実に向けて取り組んでいる。

5 まとめ

茨木市では、男女共同参画計画策定後、男女共同参画社会の形成に向けて、一定の事業が進められてきたが、さらなる発展を目指して、男女共同参画に関する条例の制定が期待される。

(Marcelo de Alcantara)

【堺市】

1 概要

堺市は大阪府の南部に位置し、平成16年10月1日現在の人口は794,100人（男性382,791、女性411,319）、312,891世帯である。平成17年2月には美原町と合併し、人口約83万人、面積約150km²の大規模都市となる。大阪南部の商業都市のベッドタウンであり、産業構造としては第三次産業が最も多い⁹²⁾。

2 政策の流れ

堺市は全国でも早くから男女共同参画社会推進政策が進められている都市のひとつであり、平成5年には「さかい女性プラン」を策定し、翌年には総理府との共催で「男女共同参画推進都市奨励事業」を実施し「女と男がいきるのやSAKAI宣言」を行った。現在進行中の第3期プランの策定の際には、「堺市女性問題懇談会」が設置され⁹³⁾、『提言「中間報告」の説

92) 第一次産業0.4%、第二次産業28.7%、第三次産業68.2%（平成12年度国勢調査）。

93) 懇談会は学識経験者6名とライフクリエイター養成講座修了者の市民代表1名から成る。

明会』を開催し、2週間にわたって市民からの意見募集が行われた。その提言を基に庁内関係部署全てにヒアリングをし、関係部署の長で構成する堺市女性問題行動計画推進委員会で確定された。基本課題としては、①男女共同参画に向けての社会システムの変革、②労働の分野における男女平等の確立、③職業と家庭、地域活動との両立、④女性の人権尊重の4点が挙げられている。

平成14年には大阪府内の市町村では初めての条例となる「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」（以下「条例」という）が制定された。5回の懇談会で市長に提言を出すという短期間の作業ではあったが、パブリックコメントにより市民との意見交換もなされている。寄せられた75件の意見は市側の回答と共にホームページに公開し、条例の名称について、男女平等社会の実現の前提に男女共同参画があるという考えから「男女共同参画」ではなく「男女平等社会」とする変更などが行われた。また、本条例の特徴として、男女共同参画社会基本法に定めている5つの理念以外に、「性と生殖に関する健康と権利」「男女の性別にとどまらない、あらゆる人の人権についての配慮」の2項目が条例に盛り込まれている。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

常勤職員男性3名、女性2名（専任3名）と非常勤職員3名で構成される市民人権局男女共同参画推進課で運営されている。平成12年10月には課の分室として「男女共同参画交流の広場」が設置され、15年度で3,756人、848グループの利用がある。男女共同参画推進課の16年度予算は、1,590万円（人件費除く）で、一般会計予算の約0.05%を占めている。近年財政難に伴い予算は減少しており、プランの実行に当たり一番の悩みとなっている。

(2) 庁内外の関連部署との連携

全庁的な推進体制としては年に3回の「男女共同参画推進委員会」⁹⁴⁾が開かれ、各課の問題を検証している。問題別の連携としては、DV問題に関して庁内外の「堺市DV対策連絡会議」や庁内の「DV関係課会議」があり、例えばDVと児童虐待の関連性に注目して、児童家庭課と地域福祉課、女性相談員との連携などがはかられている。また、他自治体との連携としては、13市町村の課長級の男女共同参画政策担当者の連絡会にも参加している。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

ライフクリエイター養成講座修了生が「男女共同参画市民懇話会」を組織し、男女共同参画週間事業を企画運営している⁹⁵⁾。また、民間団体における方針決定の場への女性の参画促進に力を入れており、老人クラブや自治会への啓発を行っている。

94) 委員長は担当助役。副委員長は市民人権局長、教育次長、委員は部長級。委員会の下に幹事会をおき、幹事長は市民人権局長。副幹事長は男女共同参画推進担当部長。幹事は課長級。

95) 平成16年1月17日から25日に開催され、参加者延べ人数は970名である。

4 政策の進捗・達成状況

(1) これまでの取り組み

条例11条に基づき、毎年進捗状況が報告されている。この報告についての市民・NGOによる外部評価はなく、審議会による課題検証が行われている。以下、15年度の報告書に基づいて、基本課題についての取り組みとその進捗・達成状況を見る。

- ① 男女共同参画に向けての社会システムの変革 これまで意思決定機関への女性参加を推進するために、人材育成事業としてライフクリエーター養成講座を隔年で開催してきた⁹⁶⁾。15年度の審議会の女性委員比率は30.8%となり、35%の目標に向けて着実に上がっている。また、女性議員の割合は21.6%で、大阪府議会、全国市議会の平均を大きく上回っている。
- ② 労働分野における男女平等の確立 ポジティブ・アクションの導入啓発に努めてきた。市職員の役職者のうち女性が占める割合は、プラン策定時には13.9%であったが、16年4月では15.1%に上がっている。事業者に対しても「勤労者便利帳」を配布し、均等法やセクハラ防止ガイドラインの情報提供を行っている。また、セクハラ等の労働相談の相談窓口として、男女共同参画交流の広場でフェミニスト・カウンセラーが対応している。
- ③ 職業と家庭、地域活動との両立 堺市は女性就労グラフのM字型の谷が他都市よりも深いことが特徴である。その要因は、ベッドタウンとして発展してきた市であること、地場産業が低迷して女性が身近に働ける場所がないことなどが考えられる。ただ、これら外的要因の他にも市民の中に「男は仕事、女は家庭」という性別による役割意識があることも要因となっている。庁内の職員においても、15年度に育児休業を取得したのは女性65名に対して、男性は1名となっている。そこで男性への意識啓発に力を入れており、例えば男性の育児能力を高めるための支援として「パパの育児教室」を6回開催し、15年度は参加延べ人数742名であった。
- ④ 女性の人権尊重 啓発事業として女性センターで「堺女性大学教養講座」⁹⁷⁾が開かれている。15年には5回のDV・児童虐待特別講座を開講し、参加者は延べ992人であった。また、堺市の外国人登録数は1万1千人、6千世帯にのぼり、外国人女性への情報提供・相談事業を充実させるために外国語の堪能なボランティアを活用している。

(2) 苦情処理

苦情相談処理制度が平成14年10月から実施されている。14年度には、ふれあいバスのバス停時刻表の「ワンマンバス」という表記について男女の職域を固定化する表現として削除を求める申出があり、「ワンマン」という言葉が削除された。また、市立中学校の卒業証書授与につき男女混合で実施してほしいとの申出があり、当該校への指導の結果、15年度卒

96) 平成14年度は13講座が開催されており、男性を含め講座生30名、修了生20名である。

97) 教養講座18コース127回、コース別講座8講座63講座（1講座につき22回開催）で受講生は延べ78,053名にのぼる。

業式から男女混合の読み上げになった。15年度は申請書等の性別欄の削除について申出があり、現在審議中である。「男女の性にとらわれない、あらゆる人の人権についての配慮」と条例に掲げていることから回答が注目される。

(3) 相談事業

相談窓口である6支所の地域福祉課のほかに、男女共同参画交流の広場では220件、女性センターの「堺なんでも相談」には2,417件の相談があった。特にDV相談に関して充実がはかられており、14年度からは大阪府堺子ども家庭センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担ったことから、子ども虐待通告調整会議においてDVの複合問題事例が9例あった。また15年度より、弁護士によるDV専門法律相談を実施したところ70件の相談があった。

5 まとめ

堺市は男女平等の理念のもと、性同一性障害の人の権利にも条例で言及している点は、先駆的であるといえる。また、現在の第3期プランは平成23年までのプランではあるが、平成18年度の目標数値を具体的に挙げて検証している。加えて、条例によりどのように意識が変わったかを職員を対象に調査した。平成15年度には啓発用リーフレットを作成し、全職員に配布しており、行政自らの積極的な意識啓発運動として評価することができる。

(大橋 美帆子)

【岸和田市】

1 概要

岸和田市は大阪府の南部に位置し、平成15年10月1日現在で人口202,120人（男性97,597、女性104,523）、面積72.09km²の泉南地域の中核都市である。秋に行われる「だんじり祭」が全国的にも有名で、自治会の影響力が強い。産業別の就業者数では、全国平均と比べて第三次産業の割合が比較的高く、代わりに第一次産業の割合が低くなっている⁹⁸⁾。

2 政策の流れ

岸和田市における男女共同参画に関する取組みは昭和62年から始まり、この年「女性政策係」が設置される。その後、平成4年度に1期目プランを策定する。プラン策定過程への関与機関としては平成12年4月設置の「きしわだ女性プラン委員会」⁹⁹⁾がある。その後13年度から、22年度を目標とした2期目プランである「きしわだ女性プラン～男女平等参画社会をめざして～」に入っている。このプランは、女性プラン委員会のメンバーで構成される4つの部会（3名の市職員を含む）および4部会の代表（市職員を除く）で構成する推進部会で検討を行った。この委員会によるプラン検討の効果として、行政と市民の当該施策に関する考え、意識の隔たりを埋め共通認識を構築できたという点が挙げられていた。この改定

98) 第一次産業1.6%、第二次産業31.3%、第三次産業65.5%（平成12年度国勢調査）。

99) 元女性問題市民懇話会委員、公募の市民、市在住の女性弁護士ら22人によって構成。

過程においてNGO・NPOや事業者との意見交換はなされていない。

条例の制定については、平成15年3月に「岸和田女性会議」から「岸和田市男女平等参画社会の実現をめざす条例一提言書」が提出されているが、市議会においても若干の質疑応答がなされたのみであり、現段階においても十分な検討は行われていない。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

庁内の推進体制として「きしわだ女性プラン推進本部」¹⁰⁰⁾がある。自治振興課（女性政策スタッフ）¹⁰¹⁾は推進本部の事務局であり、また実務担当者から「女性政策推進リーダー」が選出され、プラン推進の牽引役となっている。平成15年度の男女共同参画事業の予算は1243万円であり¹⁰²⁾、近年、わずかであるが減少傾向にある。

(2) 庁内外の関連部署との連携

女性政策スタッフは、職員対象の研修会のテーマ等について人事課と調整し、商工観光課の実施する女性の労働調査に際して近年協働した。生涯学習課に対しては、公民館等での市主催の各種講座内容への働きかけを行っている。他自治体との連携としては、泉州地域9市4町で男女共同参画行政担当者会議をもっている。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

岸和田市には昭和63年発足の「岸和田女性会議」という市民団体があり、市審議会等への参画やその他の活動を行っている。市民に対しては「岸和田市立女性センター」において、地域で活躍できる人材の発掘・育成のため「企画力アップセミナー」などを行っている。また毎年女性フォーラムを市民との協働で開催して、公募市民を国内外に派遣する市民派遣事業も行っている。なお、NGO・NPOや事業者に対する啓発活動や協力事業は未実施である。

4 政策の進捗・達成状況

(1) これまでの取り組み

岸和田市は、審議会等への女性委員の参画率を平成18年度の早い時期までに30%以上とすることを課題として取り組んできたが、平成15年度当初20.9%であったのが、翌年度には22.0%へと上昇している。また、市民病院に女性総合外来を設置し（平成15年7月）、女性センターに女性のための面接相談窓口を設置している（平成16年4月）。市の地域特性としては、岸和田だんじり祭りがあり、地域における住民の結びつきが強く、町内会や青年団などに加え、地区市民協議会や女性会議に代表されるような市民活動が活発であるという点が挙げられる。祭りという伝統行事が中心にあり男尊女卑の考え方が根強いことから、直接市

100) 市長を本部長とし、全部長が本部長、幹事は全課長、実務担当者として各課から職員1名ずつ配置されている。

101) 常勤の女性職員2名のうち1名は女性センターの館長を兼務し、逆にセンターの副館長が女性政策スタッフの主幹も兼務している。

102) うち女性センターが1070万円、その他173万円、一般会計予算の0.02%に当たる。

民の意識改革を促すような施策を講じることはもちろんのこと、「全市職員の意識の改革が各部署で接する市民に与える影響は大きい」との考えのもとに、改定後のプランの中では特に第1章に「市職員における男女平等参画の達成」を掲げている。

プランの策定、改定後の変化としては、まずプランの策定により施策を体系化できたので庁内への働きかけが円滑にできるようになったことが挙げられる。そしてプランの改定後は、第1章に市職員における男女平等参画の達成を掲げたことによって、市職員の意識づけが進んだと考えられている。しかし、取組みに関して市民や、NGO・NPO、事業者への浸透度は把握できていない。

(2) 評価システム・苦情処理

庁内の男女共同参画政策の実施状況に関する評価体制として、毎年プランの推進状況を公表し、市民から意見を募集するとともに市民懇話会へ報告を行っているが、自己評価にまでは至っていない。懇話会から出た様々な意見のうち、実行可能なものから取り組むようにしている。外部評価や苦情処理の制度は、設置されていない。

(3) 意識調査

女性政策スタッフが市民の意識調査を定期的実施している。また平成15年3月には職員対象の意識調査も実施している。平成13年に行われた「自営業における女性営業主及び女性家族従業員就労実態調査」は、市内自営業の4人以下規模の女性営業主および女性家族従業員を対象に行われたものであるが、調査全てを市職員と自営業の女性で組織する編集委員会で行ったことにその特徴がある。調査の結果として、当分野での女性の地位はかなり低いことが判明したが、この調査の施策への反映が望まれる。

(4) 関連施設

男女共同参画政策を推進する施設として「岸和田市立女性センター」¹⁰³⁾がある。センターでは各種講座の実施、相談業務、図書貸出などの事業が行われている。

5 まとめ

岸和田市では、自治会の影響力が強く性別役割分担意識が根強く残っており、市民における意識の改革が重要課題となっている。特徴的な取組みとして「企画力アップセミナー」があるが、講座の修了者が地域リーダーとして活躍する場を行政側が提供するなど、市による修了者への働きかけが待たれるところである。全体として、NGO・NPO、企業への働きかけが不足しており、今後その充実が必要である。職員の意識改革には力を入れており、今後も研修や意識調査を実施することによって、施策の充実や進展が期待できる。

(中山 奈津美)

103) センター設置以前は女性政策推進のための施設はなかったが、公民館の中に昭和61年度より女性問題を担当する職員が配置された。

4 兵庫

【兵庫県】

1 概要

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海を経て太平洋に臨む。面積は約8,393km²であり、全国12位で2.2%を占める。摂津・播磨・但馬・丹波・淡路の地域ごとに、独自の歴史や文化、自然や風土に彩られた個性あふれる地で、日本の縮図ともいわれている。平成16年10月1日現在の人口は5,591,881人（男性2,681,956、女性2,909,925）、全国8位であり、90%は都市部に集中している。産業別就業者比率は、第一次産業2.2%、第二次産業30.5%、第三次産業65.1%となっている¹⁰⁴⁾。

2 政策の流れ

兵庫県は、昭和52年婦人施策推進連絡会議の設置をはじめとして、全国でも早くから男女共同参画推進政策が進められている自治体のひとつである。平成4年度には女性施策の展開拠点として「県立女性センター」を設置するとともに、8年度には「新ひょうごの女性しあわせプラン」の「後期実施計画」を策定した。また、11年度に「男女共同参画社会の形成についての意識と実態に関する調査」を実施した。12年7月には、兵庫県女性施策推進委員会が、計画に盛り込むべき基本的な考え方や内容などについての中間取りまとめを発表した¹⁰⁵⁾。13年3月に「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－」（以下「ひょうご男女共同参画プラン21」という）が策定され、「男女の人権の尊重」、「あらゆる分野への男女の共同参加・参画」、「参画と協働による成熟した市民社会の構築」の3つが基本理念とされた。さらに14年2月には、兵庫県男女共同参画推進委員会より「男女共同参画社会の形成に向けた条例の基本的な考え方について」の提言がなされ、これを受けて「男女共同参画社会づくり条例」が14年4月に施行された¹⁰⁶⁾。条例に基づき同年9月には男女共同参画審議会が設置されている。また同年には「女性センター」が「男女共同参画センター」に改称された。庁内においてひょうご男女共同参画プラン21を着実に推進するために、13年8月に本部長を知事とする「男女共同参画推進本部」が設置された。15年5月には、県庁が男女共同参画のモデル職場となるよう「男女共同参画兵庫県率先行動計画－ひょうごアクション8－」（以下「ひょうごアクション8」という）を策定し、取組みが進められている。

104) 神戸、阪神、播磨の都市部では機械、鋼製造業や商業が多く集まっている。但馬・丹波・淡路などでは人口が少なく、農林漁産業を中心としている。

105) 中間取りまとめに対して、県内7カ所で意見交換会が開催され、県民、NGO・NPO、事業者から555件の意見が寄せられた。

106) 平成13年6月には、「兵庫県男女共同参画推進委員会」が設置された。条例制定に係る「論点整理」に対して、13年10月5日～31日の期間中で、郵便、FAXなどで県民の意見を募集し、意見聴取のフォーラム（県内10カ所）等が開催され、女性問題の5グループ、県民203人から503件の意見が集まった。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

男女共同参画政策は県民政策部男女家庭課が中心となって展開しており、職員は、専任3名、兼任7名、非常勤2名¹⁰⁷⁾の計12名(女性8、男性4)である。予算は、合計1億5770万1千円であり¹⁰⁸⁾、一般会計予算の0.0075%を占めている。平成14年度の条例制定以降、比率は年々減少している。

(2) 庁内外の関連部署との連携

ひょうごアクション8の策定の過程においては、10回程度の意見交換会などを行い、職員の意識や職場の現状に関する「声」をとりあげた。効果から見ると、庁内の男女共同参画推進について、率先行動計画の策定は非常に有効であった。特に数値目標を設定した行政職新規役付職員の女性割合が増加した。また、各部署ではワークスタイルフォーラム(研修会)を年2回程度開催し、家庭・地域生活と仕事とのバランスのとれた生活の見直しなどを職員が考える機会となるよう、講義、ディスカッションなどが行われている。職員一人一人が男女共同参画について考える機会が増え、徐々にではあるが、意識の変化の兆しが見られる¹⁰⁹⁾。

DV防止施策に関しては、一時保護などについては健康生活部児童課などと、防止に向けた啓発などについては県立男女共同参画センターなどと連携している。女性の就業支援に関しては、産業労働部雇用就業課が県立男女共同参画センターなどと連携し、セミナーや相談事業などを開催している。また、女性の健康に関しては、健康生活部健康増進課と連携した県立男女共同参画センターにおける不妊相談や、県立病院における女性専用外来などが実施されている。

県内の各自治体との連携としては、担当課などの連絡会議、県内市に設置されている男女共同参画関連施設が連携した「女性センター等連絡会議」のほか、県立男女共同参画センターが自治体職員や県民向けの出前講座などを行っており、特に、男女共同参画推進の拠点施設にアクセスの乏しい地域(播磨、但馬など)において積極的に開催されている¹¹⁰⁾。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

市民との連携としては、全県域的なイベントとしての「ひょうご男女共同参画推進大会」や、各県民局単位での地域別フォーラムなどが開催されている。また平成14年9月からは男女共同参画推進員が設置され、これらの推進員(16年4月現在、第2期191名)が地域毎

107) 非常勤嘱託員は、「主任女性問題相談員」および、「雇用推進プランナーひょうごキャリアアップ・プログラム」(就職希望者の就業機会増加と資質向上を目的とするプログラム)による採用者である。

108) 男女共同参画センターの運管理営費7450万3千円、その他8319万8千円である。

109) 男性の育児休業取得制度の利用も増えてきており(学校教職員含む)、平成4年度から15年度における男性の取得者は27人である(平成15年度新規取得者は8人)。

110) 実績としては平成14年度、播磨、但馬、淡路などの6ヵ所で6回、平成15年度、播磨(佐用郡)、但馬(美方郡)へ各4回出前講座を実施した。

に10の連絡会議に分かれ、県が事業を委託するほか、情報提供などの支援を行っている。さらに、県立男女共同参画センターの登録グループにおけるNGO・NPO団体の登録数も、今後、男女共同参画社会の形成の促進をはかる活動を目的としたNPO法人の認証増加とともに増えるものと期待されている。また、ひょうご男女共同参画推進協議会¹¹¹⁾は行政との協働の取組みのひとつとして、ひょうご男女共同参画推進大会におけるワークショップ企画・運営などを行っている。

事業者との連携では、企業や労働組合に男女共同参画推進員が設置され、現在、第2期139名の推進員が活動している。また、14年度には県と事業者とが協定を締結する制度を定めた。

4 政策の進捗・達成状況

(1) 申出(苦情)処理

男女共同参画申出処理委員が平成14年10月に設置された。申出受付件数は、14年度、15年度合計13件、施策に関するものが1件、人権侵害に関するものが12件である。申出処理制度の広報、窓口の周知方法は、ホームページ、紹介リーフレット、その他広報媒体を活用しているが、今後も制度の周知が課題の一つであると思われる。

(2) 相談事業

相談機関としては県立男女共同参画センターがあり、女性問題カウンセラー5名(心理カウンセラーが3名)が相談に当たっている。相談件数は平成14年度3,438件、平成15年度3,871件であった。また、県内各県民局にも女性問題の相談員が配置され、相談件数の合計は平成14年度5,370件、平成15年度6,855件である。県内各市のセンターにおいても相談機能がある。県民が相談するための選択肢が増えているのは事実である。今後は、外国人県民に対する多言語による相談体制や情報提供の充実などが課題として挙げられる。

(3) 評価

ひょうご男女共同参画プラン21の策定を機に、毎年定期的に、プランに基づく具体的施策の進捗状況を各施策担当部局課が確認することとなった。このことは、これら担当セクションに対して、各施策と男女共同参画の関連性を認識するきっかけとなった。外部評価については、公募委員を含む外部の学識経験者、団体代表者などから構成する男女共同参画審議会において審議されている。

5 まとめ

兵庫県におけるユニークな取組みとして2点挙げる。第一には、“地域のキーパーソンを育てる”の理念に基づき、県民向けのセミナー「男女共同参画アドバイザー養成塾」が毎年、

111) ひょうご男女共同参画推進協議会は平成13年9月に設置。48団体から構成されている。

講義や自主研究などからなる約30コマの連続講座として開催されている¹¹²⁾。第二には、「男女共同参画社会づくり協定制度」の実施である。両立支援や女性の能力活用に取り組む、若しくは取り組もうとする県内事業所と県の間で、協定を締結し、県が事業所の取組みをPRする他、必要な情報を提供するなどして支援している¹¹³⁾。

今後の課題について、まず、プランの進捗状況を把握するために必要な評価指標を検討すべきである。次には、男女共同参画推進本部事務局会議など、各部局との連絡会議をもっているが開催数も少なく、コミュニケーションが十分に取れているとはいえない。施策の推進に当たり、内外の機関との連携をさらに推し進めることが必要である。最後に、県内市町男女共同参画計画の策定について、平成16年4月までに85市町中30市町で策定済み、そのうちほとんどが市である。都市部の方が農漁村部より問題意識が高いなど、地域間格差が大きいと考えられる。今後、市町に向けた啓発事業についてはさらなる検討が必要である。

(才 杰)

【神戸市】

1 概要

神戸市は、平成16年10月1日現在の人口1,519,878人（男722,548、女797,330）の政令指定都市であり、第三次産業化が進んでいる¹¹⁴⁾。女性の労働力率は、14年度には4割を超え（42.7%）、その50%以上は「卸売・小売業、飲食店」、「金融・保険業」、「サービス業」に集中している。阪神・淡路大震災復興の過程で培われた自律的な地域づくり、市民と行政のパートナーシップに基づく協働の取組みなどが進んでいる。

2 政策の流れ

平成10年3月に女性計画推進懇話会より「新・神戸市女性計画」に対する提言があり、同年9月に「こうべ男女共同参画プラン21」を策定した。11年度には男女共同参画推進本部と男女共同参画推進会議および男女共同参画懇話会を設置した。12年4月には、「神戸市男女共同参画センター（あすてっぷ KOBE）」が設置された¹¹⁵⁾。13年11月から「仕事と子育ての両立に関する企業及び従業員調査」を実施し、14年3月に調査報告書を公表した。同年5月からは「プラン21」の見直しに取り組み、男女共同参画懇話会の中間報告¹¹⁶⁾をもとに、同年11月にプランの第一次改定を行った。15年3月に「男女共同参画の推進に関す

112) 16年度は第8期である（5～9年度、14～16年度開講）。5～9年度については、修了生が市民地域研究員（イブネット）として実際に地域で男女共同参画に関する取組みを行っていた。現在も自主的な活動グループとして継続している地域がある。

113) 協定締結事業所は16年10月22日現在53事業所になった。

114) 第一次産業4.4%、第二次産業24.1%、第三次産業71.5%（平成14年就業構造基本調査）。

115) 平成4年3月開館された生活学習センターをリニューアル・オープンしたものである。

116) 中間報告に対して、はがき・FAX・E-mailによる市民意見の募集も行われ、約30件の意見が寄せられた。

る条例」が制定され¹¹⁷⁾、7月に男女共同参画審議会が設置された¹¹⁸⁾。16年度には「神戸市男女共同参画計画」が「第4次神戸市基本計画」（7年10月策定）の下位計画として策定された。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算

担当部署は、生活文化観光局生活文化部男女共同参画課であり、専任職員7名（男性5、女性2）が配置されている（男女共同参画センターを含む）。平成15年度の予算は、男女共同参画センターの管理運営費5932万1千円、その他の費用8073万4千円、合計1億4005万5千円で、一般会計予算に占める割合は0.02%である。

(2) 庁内の関連部署との連携

市長を本部長、助役を副本部長とし、全局室区長等で構成する推進本部会議を開催するとともに、庶務担当課長で構成する幹事会を開催し、具体的な取組みを進めている。また、男女共同参画推進員（通称：男女共同参画サポーター）として、各局室区の係長級職員等男女各1名、計61名が選任され、情報収集や連絡・調整など、庁内の男女共同参画の推進を支援している。さらに、DV対策においては保健福祉局の児童家庭課と連携し、事業所表彰および調査に関しては産業振興局庶務課と連携している。市の審議会等への女性委員登用の促進については行財政局行政経営課と連携し、人事課主導の次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画策定のためのワーキングにも参加している。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

24の市民団体・経済団体と連携して「神戸市男女共同参画推進会議」（年2回）を開催し、情報、意見交換を行い、推進会議ニュースも発行している。また、毎年10月の「こうべ男女共同参画推進月間」には、パネル展示、新聞広告等を利用して、啓発事業を実施している。男女共同参画に関する活動を行っている団体があすてっぷKOBEに登録し、団体の学習会や市民グループ主催の講座などが開催されている。また、市が経費助成とPRを行う市民企画事業の募集をしており、15年度は6件が実施された。

事業者に対しては、平成15年度から「こうべ男女いきいき事業所」表彰を開始した¹¹⁹⁾。表彰された事業所の取組みは、他の事業所の参考になるように広く紹介されている。また、16年度は市内事業所に対して男女共同参画に関する取組状況に関するアンケートも実施され、これに先立ち18社の事業所に対して訪問ヒアリング調査も行われている一方、推進会

117) 条例を策定する前、市民意見を募集し（外国人市民の意見を含めて、508件の意見があった）、さらに「市民の意見を聴く会」も開催し、同年12月に男女共同参画懇話会が「条例の基本的考え方について」提言を市長に提出した。

118) 審議会は法律、経済、労働、医療、地域活動等様々な分野から16名の委員で構成される。

119) 女性社員の能力発揮や仕事と家庭の両立支援など、男女共同参画の推進に関し、積極的な取組みを行う事業所を公募し、選考の上、表彰する。15、16年度とも4社が選ばれた。

議においては各参画団体の取組状況について報告されている。

4 政策の進捗・達成状況

(1) これまでの取組み

緊急度の高い課題として①暴力の根絶、②職業・家庭両立、③政策への女性参画に取り組んできた。①については、「女性のための相談室」の設置やDV防止セミナーの開催等、②については、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」を策定中、③については、年に1度審議会等への女性の登用状況を把握するための調査を実施し、事前協議制を導入した¹²⁰⁾。

ユニークな取組みとしては、女性の人材を育成する場として、3年制の市民大学である神戸婦人大学を運営している（昭和52年開校）。女性が自らの生き方を発見し、社会のあらゆる分野における活動に参加ならびに参画するための基礎的な能力を身に付けることを目的とした学習の場として運営し、これまで4,500人を超える卒業生を送り出している。

(2) 苦情処理制度

市民・事業者からの男女共同参画に関する申出については、男女共同参画苦情処理委員（平成15年10月設置）が必要な調査を行い、その結果を踏まえ市が対応する¹²¹⁾。その他、あすてっぷKOBEにおいて「女性のための相談室」を開設し、女性のこころの悩み、法律、DV、からだに関する相談を行っている¹²²⁾。

(3) 職員に対する研修と意識調査

係長級以上の職員、採用3年目の職員、係長昇任職員を対象にそれぞれ年1回、「市の男女共同参画施策について」などの研修が行われている。さらに、一般女性職員に対しては、「女性職員のためのステップ・アップセミナー」も実施している。平成15年度にはE-mailユーザーの職員に対する男女共同参画に関するアンケート調査が実施され、アンケートの結果は庁内で公開している。

(4) 施策の推進状況の把握

年に1度男女共同参画施策の推進状況調査を行い、評価指標の設定や指標を用いた施策評価については、今後、調査・研究が予定されている。

5 まとめ

従来からの慣行を乗り越える様々な取組みがなされているが、今後の課題として、あらゆ

120) 特に、審議会等への女性の登用率を3割にするために、年に1度、女性登用状況の調査を実施するほか、女性委員を登用するよう担当課長と協議する（平成16年3月末現在27.8%）。

121) 15年度、男女共同参画に関する施策についての申出は、市営地下鉄の女性専用車両の廃止、男女の賃金格差のある企業への改善指導の中止、「母と子の教室」への父親の参加、神戸婦人大学の男女共学化の4件である。男女共同参画に関する人権侵害についての申出は、映画館のレディースデーの廃止の1件である。

122) 15年度の相談件数は2,412件である。

る分野において、自ら男女共同参画の視点が入るような環境の実現を目指して、市内の一体的な取組みや関係行政機関等との連携、市民・事業者への意識啓発を一層はかるための具体的な方策を検討すべきである。(才 杰)

【宝塚市】

1 概要

平成16年4月1日に市制50周年を迎えた宝塚市は、住宅・観光都市として発展してきた。特に宝塚歌劇のまちとして世界中に知られている。面積は101.89km²であり、市域は南北に細長く南部の市街地と北部の農村地域に分かれている。16年10月1日現在の人口は219,533人(男性103,116、女性116,417)である。周辺各市と同様、第三次産業の就業者比率が高い¹²³⁾。

2 政策の流れ

平成5年に「男女共同参画型社会に向けての市民意識調査」を実施し、6年度に懇話会より「宝塚市女性施策の指針に関する提言」が出され、「男女共同参画推進本部」および「男女平等推進委員会」が設置された。また塩尻市、堺市とともに全国初の男女共同参画宣言都市となった。8年度には10年計画として女性施策の基本計画である「宝塚市女性プラン」を策定した¹²⁴⁾。13年度に「男女平等推進委員会」を発展的に解散し、「男女共同参画推進審議会」が設置された。また、女性プランを中間年である12～13年度には見直しを行い、13年9月に改訂した。14年7月には「宝塚市男女共同参画推進条例」を施行し、同年7月に全国45自治体が参加した「全国男女共同参画宣言都市サミットin宝塚」が開催された。今後、16年10月に実施した市民意識調査の結果を踏まえ、17年度中に新プランを策定する予定である。

3 実施体制

(1) 担当部署・予算・施設

総務部男女共同参画課が管轄し、専任4名、非常勤3名の計7名(男性1、女性6)である。平成15年度同課所管事業の予算は総額3千万円余である(男女共同参画センター¹²⁵⁾の管理・運営費用を含む)。センターは拠点施設として、女性のための相談、啓発交流、グループ活動支援等の諸事業、女性ボード事業等を実施している。

(2) 庁内外の関連部署との連携

全庁的な連携としては、市の女性施策を総合的に推進するため、平成6年度に「男女共同参画推進本部」およびその下部組織である「男女共同参画推進本部幹事会」を設けた。毎年

123) 第一次産業1.2%、第二次産業23.6%、第三次産業74.0% (平成12年度国勢調査)。

124) 昭和60年に「宝塚市婦人施策の指針」を策定し、その後担当課が置かれ、平成元年には拠点施設としての「女性センター」を設置した。

125) 宝塚市立女性センターが市民やグループの活動拠点として位置づけられている。平成15年4月に「女性センター・エル」が「男女共同参画センター・エル」に名称変更された。

の積み重ねの中で15年度には、男女共同参画施策を推進する庁内各担当部課を構成員とした男女共同参画推進検討会¹²⁶⁾を行い、また市職員を対象に性の多様性についての研修会が実施された。15年12月から「申請書・交付書類等における性別記載欄の削除」について庁内各課調査をし、16年4月1日から削除可能な申請書等74件について削除の取組みを進めた。また、人権啓発に関し、人権啓発課および市内3ヵ所の人権文化センターと広報・PRの連携を行っている。そして、社会教育課とは、子育てに悩む母親を支援する事業「ほっとティータイム」を共催している。

(3) 市民、NGO・NPO、事業者との連携

DV対策については、市内および庁内の相談窓口ならびに警察とのネットワークが必要なことから、市内相談業務担当者等連絡会を開催している。児童福祉については、宝塚市児童虐待防止ネットワーク会議を設置し、健康福祉部子育て支援課が事務局となっている。実務担当者の定例ケース会議に男女共同参画センターも参加している。平成15年3月には児童虐待防止マニュアルを作成し、緊急時の対応が円滑に行われるようにした。センターのプレイルームを、子育て支援課の事業である子育てグループ活動のために提供している。

4 政策の進捗・達成状況

(1) これまでの取組み

主な取組みとして、以下の3つがある。

- ① 教育・学習の充実 平成15年度は市内全学校・園で男女混合名簿が採用されている。さらに、各学校・園に男女共生教育の推進状況報告書の提出を求め、その中で啓発用冊子『自分らしく生きる』の活用状況等を把握し、ジェンダーフリーな教育の推進を図っている。また、市内各幼稚園において家庭教育学級が実施され（19クラス）、市内各地域においてファミリースクールが開設された（29クラス）。15年度には宝塚市雇用促進連絡協議会との共催で「女性雇用セミナー」が実施され、市内の企業等32名が出席した。
- ② 政策方針決定への女性参画の拡大 平成16年4月の法律・条例に基づく審議会等への参画率は33.0%であり、15年度と比べ0.4%上昇した¹²⁷⁾。これは、13年3月に導入した「クオータ制」の趣旨が浸透してきたためと考えられる。また、ユニークな取組みとして、「女性ボード」事業がある。「女性ボード」とは、女性の声を行政に反映させ、提言活動を通じて女性のエンパワーメントを行い、地域活動に活かそうとするものである¹²⁸⁾。

126) 平成15年10月には「男女共同参画推進本部」を「都市経営会議」に、「男女共同参画推進本部幹事会」を「男女共同参画推進検討会」に移行した。

127) 要綱等に基づくものを含めると、41.7%になる。

128) 「女性ボード」は平成4年に設置され、政策提言と提言活動を通してまちづくりへの参画意欲を高めることに主眼を置き、毎年50人の新たな女性市民を委嘱している（16年度から25人に委嘱）。実績としては、環境・教育等の問題に第10期生までが約500項目にわたる提言をし、約55%について市の取組みにより実施済ないし実施予定としたことである。

③ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 保育サービス等のファミリーサポート事業や、地域児童育成会等の整備が行われている。特に、待機児童問題については私立保育所の開設や保育所の市指定をし、受け入れ人数を増やすとともに、保育レベル維持をはかっている。放課後の子どもについて学童保育を実施し、子育ての条件を整備している。また、センター等で「父親の家庭への関わり方」などの出前講座を実施し、職業生活との両立のための子育て支援や、男女が共に子育てに関わる生き方などについての啓発を行っている。さらには「再就職セミナー」などもNPOと共催し、就労支援を行っている。

(2) 苦情処理と評価システム

男女共同参画推進条例に苦情申出への対応について規定されている。市民や事業者等から男女共同参画の推進に関する施策について苦情の申出があった場合には、適切に対応できるようにしている。必要な場合は、市長の附属機関である宝塚市男女共同参画推進審議会等の意見を聴くことができる。現時点では申出はない。

評価システムとしては、プランの推進状況を毎年調査している。平成16年5月には前年度の事業実績を調査し、結果を公表した。各担当課の自己評価により各事業展開のレベルを評価し、16年度以降の取組みを予定しているもの等、各課の方針を調査した。なお、条例に基づいて、毎年男女共同参画の推進に関する主要な施策の実施状況について年次報告書を作成し、公表している。

(3) 相談事業

センターにおいて「女ごころ何でも相談」、「女性のための法律相談」、「からだと性の相談」、「起業何でも相談」の相談事業を実施している。平成15年度には、法律相談66件（DV8件）、「女ごころ何でも相談」363件（面接、電話相談を含む。DV35件）である。また「市内相談業務担当者等連絡会」、「センター相談員情報交換会」および日常の担当者間での情報交換を行っている。

5 まとめ

今後の施策に関する課題としては、さらなる教育・啓発の推進や就労支援、DV防止等がある。庁内施策担当者との連携をさらに推し進める必要があり、男女共同参画に対するバックラッシュの傾向にも注意すべきである。 (才 杰)

III 比較検証

以上のような自治体の状況を比較検証した結果、その総括として、次の点を特に指摘しておきたい（詳細は付表参照）。

① プラン・条例の制定状況 プランに関してはいずれの自治体も策定している。条例につ

いては、地域間に格差が見られ、特に小規模の自治体においては、条例の制定にまでは至っていない。その背景としては、予算の規模、住民意識の問題、庁内における担当部局の位置づけの問題があると考えられる。

- ② 職員の意識改革（研修） 担当職員の意識は全般的に高いようであるが、全庁的な職員の意識を高めるための研修の整備は進んでいない。研修に関して、男女共同参画担当課が主導して行うのではなく、人事研修の一環として男女共同参画のテーマを盛り込むという自治体が多い。職員に対する意識調査（例えば研修後のアンケート）を実施している自治体も散見されるが、それらを施策に反映するまでには至っていない。
- ③ 女性の登用 審議会などにおける女性委員の比率が30%を超えているのは、大阪府、宝塚市、京都府、堺市、大阪市である。滋賀県、長岡京市については30%目前である。また積極的に女性の登用を進めるため、事前協議制やクォータ制を導入している自治体も見られた。
- ④ 苦情処理体制の整備 市民からの政策に対する苦情を受け付ける仕組みはあっても、十分に活用されていなかったり、申出の内容が施策に反映できるものでない場合もあり、制度の広報周知とともに、市民の意識の向上も望まれる。施策に反映された苦情としては、男女混合名簿の採用（宝塚市・堺市）、「ワンマンバス」という表現の見直し（堺市）がある。現在検討されている申出としては、申請書・交付書類などにおける性別記載欄の廃止がある。
- ⑤ 自己評価・審議会・外部評価 各自治体ともプランの進捗状況はまとめていても、自己評価に基づいた施策の反映が見られない。数値化できるものは、達成状況を評価しやすいが、男女共同参画政策のほとんどの分野は数値化しにくく、達成状況を評価する指標の設定が難しい。共同参画審議会等は設置されているが、自己評価システム・外部評価システムが構築されていない自治体がほとんどであり、審議会等への報告をもってその代替とする例が多い。
- ⑥ センターの活用 センターは、主に相談・人材育成の場として、また市民やNGO・NPOの活動拠点として活用されている。相談事業はどの自治体においても力を入れており、特に女性に対する暴力に関して重点的な取組みがなされている。特に大阪市は充実した5館体制であり、新しく設置されたセンターは調査・研究の拠点となっている。また、男性からの相談を受付ける自治体も散見される。
- ⑦ 市民・民間との協働 プランや条例の作成過程においては、市民の意見を聴くだけではなく、フォーラムなどを開催するところもあった。堺市では、意見募集によって変更された点についてホームページ上ですみやかに公開している。顕著な活動をしている団体（NGO・NPO、事業者、自治会など）に対しては表彰制度や助成金を設けている自治体

があった。今後は表彰制度のインセンティブを高めることと、広報に力を入れていく必要がある。また人材育成・開発にも努力をしている自治体も見られるが、修了者が地域で活躍できる場を提供している自治体は残念ながら少ない。

IV 終わりに

本研究では、近隣自治体に直接アンケートを送付・回収したものに基づいて内容を検討したばかりではなく、実際に訪問し直に現場担当者にインタビューを行った。現在では、各自治体ともホームページなどの充実にも努めており、条例・プラン・政策の基本構想については詳細な情報を入手することが容易になっているが、担当者との対話によって、政策遂行にあたる担当者の悩みや迷い、政策を進めようとする姿勢などを知り、ホームページや文章では得られない、生きた情報に接することができた。それによって、政策目標値の設定などは容易であるが、施策として実行することがいかに困難であるか垣間見ることができた。自治体の現場と大学での研究との協働としては、未だ十分とはいえないが、今後もこのような政策研究を通じて、自治体における男女共同参画政策の進展に寄与したいと考える。

今回の調査にあたっては、自治体担当者の方々にはアンケート回答から訪問対応に至るまで、多大なご協力をいただいた。この場を借りて感謝の意を表したい。なお、各自治体の状況については、執筆担当者が原案を作成し、自治体担当者の確認を得た上で、最終的には我々でまとめたものであることをお断りしておく。
(調査グループ代表 床谷 文雄)

付表 自治体の状況に関する比較表 (数値の基準年は、自治体によって異なるので本文参照)

	人口(人)	第一次産業(%)	第二次産業(%)	第三次産業(%)	面積(km ²)	条例	プラン
大阪府	8,831,177 (男性4,301,231、女性4,529,946)	0.5	30.1	67.6	1,893.73	大阪府男女共同参画推進条例(H14)	おおさか男女共同参画プラン(H13.7~H22)
大阪市	2,633,757 (男性1,286,137、女性1,347,620)	0.1	29.1	69.7	221.9	大阪市男女共同参画推進条例(H15.1)	大阪市男女共同参画プラン(H14.2)
豊中市	389,081 (男性188,046、女性200,972)	0.2	24.7	72.5	36.6	豊中市男女共同参画推進条例(H15.10)	豊中市男女共同参画計画(H16.3)
池田市	101,015 (男性49,216、女性51,799)	1.1	24.5	72.0	22.11	池田市男女共同参画推進条例(H14.9)	いけだパートナーシップ21(H14~H25)
茨木市	266,171 (男性131,100、女性135,071)	4.6	41.6	51.4	76.52	未制定	茨木市男女共同参画計画(H14.3)
岸和田市	202,120 (男性97,597、女性104,523)	1.6	31.3	65.5	72.09	未制定	きしわだ女性プラン(H13~H22)
堺市	794,100 (男性382,791、女性411,319)	0.4	28.7	68.2	136.79	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例(H14.4)	第3期さかい女性プラン(H13~H23)
兵庫県	5,591,381 (男性2,681,966、女性2,909,925)	2.2	30.5	65.1	8,393	男女共同参画社会づくり条例(H14.4)	ひょうご男女共同参画プラン21(H13~H22)
神戸市	1,519,878 (男性722,548、女性797,330)	4.4	24.1	71.5	551.4	男女共同参画の推進に関する条例(H15.3)	神戸市男女共同参画計画(H16~H19)
宝塚市	219,533 (男性103,116、女性116,417)	1.2	23.6	74.0	101.89	宝塚市男女共同参画推進条例(H14.7)	宝塚市女性プラン(H8~H17)
京都府	2,465,451 (男性1,273,661、女性1,371,790)	2.7	28.8	66.6	4,612	京都府男女共同参画推進条例(H16)	新KYOあけぼのプラン(H14)
京都市	1,464,238 (男性699,116、女性765,122)	0.08	21.1	78.8	610.22	京都市男女共同参画推進条例(H15.12)	きょうと男女共同参画推進プラン(H14.3)
長岡京市	77,370 (男性37,780、女性39,590)	1.2	31.0	67.5	19.18	未制定	第3次長岡京市男女共同参画計画(H13.3)
滋賀県	1,374,182 (男性677,303、女性696,879)	3.5	38.8	56.5	4,017.36	滋賀県男女共同参画推進条例(H13.12制定、H14.4施行)	滋賀県男女共同参画計画(H15.3~H22)
大津市	302,493 (男性147,318、女性155,175)	1.3	28.4	68.7	302.33	未制定	大津市男女共同参画推進計画(H13)
彦根市	109,688 (男性53,894、女性55,794)	2.9	38.4	57.4	98.15	男女共同参画を推進する彦根市条例(H14.4)	男女共同参画ひこねかがやきプラン(H13~H22)

	部署名	人員配置	課の予算(円)	女性センター	センター予算 (円)	割合(%)	備考
大阪府	生活文化部男女共同参画課	12名(男性7、女性5)	3億6742万5000	ドーンセンター	4億6849万	0.01	
大阪市	市民生活振興部男女共同参画課	専任9名(男性5、女性4)	9億6977万8000	クレオ大阪 (5館)	7億7014万6000	0.08	
豊中市	人権文化部文化まちづくり推進室男女共同参画推進課	4名(男性2、女性2)	1464万2000	すてっぷ	1億8103万5000	0.16	合計 1億9567万7000
池田市	子育て・人権部人権推進課男女共同参画担当	専任3名(男性1、女性2)	670万	男女共生サロン	337万	0.02	
茨木市	人権部男女共同参画課	専任7名(男性3、女性5)、兼任1名 (女性1)、非常勤4名(女性3、男性1)	1268万9000	ローズWAM	9837万	0.02	合計 1億1105万9000
岸和田市	市民生活部自治振興課	常勤2名(女性2)	178万	市立女性センター	1070万	0.02	合計 1243万
堺市	市民人権局男女共同参画推進課	常勤5名(男性3名、女性2名 うち専任3名)、非常勤職員3名	1590万	市立女性センター	5300万	0.05	
兵庫県	県民政策部地域協働局男女家庭課	専任3名、兼任7名、非常勤2名(男性4、女性8)	8319万8000	県立女性センター	7450万3000	0.0075	合計 1億5770万1000
神戸市	生活文化観光局生活文化部男女共同参画課	専任7名(男性5、女性2)	8073万4000	男女共同参画センター あすてっぷKOBÉ	5982万1000	0.02	合計 1億4005万5000
宝塚市	総務部人権啓発室男女共同参画課	専任4名、非常勤3名(男性1、女性6)	3614万5000	男女共同参画センター・エル	3053万7000	0.05	
京都府	府民労働部女性政策課	専任12名(男性5、女性4)	1億2841万4000	京都府女性総合センター	1億2246万7000	0.2	
京都市	文化市民局男女共同参画課	専任6名(男性3、女性3)	3億0127万5000	ウィングス京都	2億9205万6000	0.05	
長岡京市	教育委員会事務局総務課女性政策係	専任2名(男性1、女性1)	408万	女性交流支援センター		0.0148	平17開設 予算額未定
滋賀県	政策調整部男女共同参画課	6名(男性2、女性4)	3195万3000	G-NETしが	8055万3000	0.021	施設整備別 4530万
大津市	企画部男女共同参画課	11名(男性4、女性7) ※兼任、嘱託・臨時含む	3971万5000	大津市女性センター	209万9000	0.05	
彦根市	市民共生部男女参画課	専任3名(男性1、女性2) 兼任2名(男性2)	822万9000	ウィズ	3363万8000	0.13	合計 4186万7000

	相談事業	苦情処理制度	評価制度
大阪府	ドーンセンター、大阪女性相談センター、子ども家庭センター	H14.8～(条例に基づく)	男女共同参画審議会
大阪市	クレオ大阪	H15.7～(条例に基づく)	男女共同参画審議会、 男女共同参画推進部
豊中市	すてっぷ相談室	H15.11～(条例に基づく)	男女共同参画審議会
池田市	働く婦人の家	H15.4～(条例に基づく)	推進本部会議
茨木市	ローズWAM		
岸和田市	岸和田市立女性センター		岸和田女性会議(条例案の提出)
堺市	6支所の地域福祉課、男女共同参画交流の広場、女性センター	H14.10～(条例に基づく)	男女共同参画審議会
兵庫県	県立男女共同参画センター、県内各県民局	H14.10～(条例に基づく)	男女共同参画審議会
神戸市	男女共同参画センターあすてっぷKOBE	H15.10～(条例に基づく)	男女共同参画審議会
宝塚市	男女共同参画センター・エル	H14.7～(条例に基づく)	男女共同参画推進審議会
京都府	女性総合センター	H16～(条例に基づく)	新京都府総合計画の事業事務評価制度
京都市	ウィングス京都	H16.4～(条例に基づく)	「政策評価」「事務事業評価」
長岡京市	「長岡京市女性の相談室」	教務委員会総務課が対応	男女共同参画懇話会
滋賀県	県立男女共同参画センターG-NETしが	H14.4～(条例に基づく)	男女共同参画推進本部
大津市	大津市女性センター		男女共同参画審議会
彦根市	「ウィズ相談室」	なし	男女共同参画審議会

	庁内体制 (全庁的組織)	事業者との連携	民間団体との連携	人材育成・開発	審議会女性 登用率
大阪府	男女共同参画推進本部	表彰制度「大阪府女性基金プリムラ賞」(個人・団体) 男女いきいき・元気宣言事業者登録制度(事業者)			33.0
大阪市	大阪市男女共同参画推進部	表彰制度「さらめき企業賞」(中小企業)、 「男女共同参画出前講座」(企業)	「大阪市女性会議」(行政と市民NGO・NPOの 情報交換)、クレオフェスタ		30.7
豊中市	男女共同参画推進本部	委託業者による人権学習会で、計画や 条例のリーフレットを配布や説明			27.4
池田市	男女共同参画推進本部 (部長以上)	表彰制度「男女共同参画顕彰制度」 (個人・グループ・企業)	男女共生サロンを指定グループに管理 委託		25.7
茨木市	茨木市男女共同参画推進本部 (本部長：市長)				
岸和田市	きしわだ女性プラン推進本部 (本部長：市長)		「岸和田女性会議」市審議会等への参 画等の活動	「企画力アップセミナー」	22.0
堺市	男女共同参画推進委員会 (委員長：担当助役)		「男女共同参画市民懇話会」男女共同 参画週間事業	ライフクリエイター 養成講座	30.8
兵庫県	男女共同参画推進本部 (本部長：知事)	男女共同参画推進員の設置(企業・労働組合)、 県と事業者が協定を締結する制度	ひょうご男女共同参画推進協議会、 「ひょうご男女共同参画推進大会」	「男女共同参画アドバイザー養成講座」	24.8
神戸市	推進本部 (本部長：市長)	表彰制度「こうべ男女いきいき事業所」	「神戸市男女共同参画推進会議」 「こうべ男女共同参画推進月間」	神戸人大学	27.8
宝塚市	都市経営会議、男女共同参画推進検討会	「女性雇用セミナー」(宝塚市雇用促進 連絡協議会との共催)	97市民グループの連絡会議、 宝塚市児童虐待防止ネットワーク会議等	女性ボード	33.0
京都府	男女共同参画推進本部	派遣事業(企業や市民団体等の行う男女 共同参画に関する学習会等へ派遣)	KYOあけぼのフェスティバル	女性の船事業	33.0
京都市	京都市男女共同参画推進会議		「京都市男女共同参画市民会議」		26.8
長岡京市	男女共同参画推進本部 (本部長：市長)		「男女参画フォーラム」		29.8
滋賀県	男女共同参画推進本部 (参与：副知事/出納長)		G-NETしがフェスタ		29.1
大津市	大津市男女共同参画推進委員会		「日本女性会議」、「男女共同参画をすす める市民フォーラム」		27.7
彦根市	推進本部	表彰制度「男女共同参画推進事業者表彰 制度」(自治会・PTA等を含む事業者)	NPO法人アングラダンテ参画21との協働		22.4